

建設水道委員会記録

○開催日時

平成28年3月14日 午前10時分～午後3時6分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（6人）

委員長	宮里兼実	委員	大田黒博
副委員長	下園政喜	委員	新原春二
委員	川畑善照	委員	谷津由尚

○その他の議員

議員	杉藺道朗	議員	持原秀行
----	------	----	------

○説明のための出席者

建設部長	泊正人	区画整理課長	川畑稔
建設政策課長	須田徳二	入来区画整理推進室長	引地明吉
専門職	富田守	温泉場地区グループ長	納昌一郎
建設整備課長	吉川正紀	建築住宅課長	福島和朗
建設維持課長	永田一朗	主幹兼建築グループ長	藤井孝彦
主幹兼建設管理グループ長	城之下誠	主幹兼建築指導グループ長	大園厚彦
都市計画課長	山村昭一郎		

○事務局職員

議会事務局長	田上正洋	主幹	久米道秋
--------	------	----	------

○審査事件等

審 査 事 件 等	所 管 課
議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建 設 政 策 課
議案第55号 薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定について 議案第56号 財産の無償譲渡について 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建 設 整 備 課
議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建 設 維 持 課
議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	都 市 計 画 課
議案第57号 薩摩川内都市計画事業天辰第二地区土地区画整理事業施行条例の制定について 議案第65号 平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第77号 平成28年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予算 議案第78号 平成28年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	区 画 整 理 課
議案第66号 平成27年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第79号 平成28年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	入 来 区 画 整 理 推 進 室
議案第58号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について 議案第59号 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について 議案第60号 薩摩川内市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について 議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算 議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算 (所管事務調査)	建 築 住 宅 課

△開 会

○委員長（宮里兼実）ただいまから、建設水道委員会を開会いたします。

本委員会は、本日と明後日の二日間、審査を行います。本日は、お手元に配付の審査日程のうち、建設部から審査を進めることとし、おおむね区画整理課まで審査を進めることにしたいと思いますが、進捗状況によって、残りの課所の審査を進めたいと思います。

また、明後日は、水道局の審査から再開し、その後、建設部の残りの課所の審査に入りたいと思います。

ついては、そのように審査を進めることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、そのように審査を進めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて、申し上げます。

現在のところ、傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において、随時許可します。

△建設政策課の審査

○委員長（宮里兼実）それでは、建設政策課の審査に入ります。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）まず、議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）おはようございます。建設政策課です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、建設政策課分について御説明いたします。

予算に関する説明書（第8回補正）の11ページをお開きください。

2款1項13目地籍調査費において22万1,000円を増額し、補正後の額を7,691万1,000円とするものであります。

補正の内容であります。本会議において説明がありましたとおり、国家公務員の給与に関する法律の一部改正に伴う本市の給与に関する条例等の一

部改正にあわせて人件費を補正要求するものであります。

次に、30ページをお開きください。

8款1項1目土木総務費において177万6,000円を増額し、補正後の額を2億8,052万6,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、先ほどと同様であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）地籍調査事務がもう数が少ないんですけども、計上されておりますけれども、この地籍調査については数年ずっとあるんですかね。もう一定程度、現在の地籍調査が終わった段階で事務が終結をすると思うんですけど、ずっともう地籍調査の関係については事務はあるわけですかね。

○建設政策課長（須田徳二）地籍調査につきましては、平成27年度で数値化は済んだんですけども、地図訂正とか、そういったやつが過去に地籍調査業務が終わった箇所でも地図訂正が発生してまいります。いろんな分筆とか、いろんなのをされるときにおかしいんじゃないかとかっていうのなんかが出てきて、その地図訂正等がありますので、地籍調査業務というのは一定程度残っていくだろうということで、それに関する人件費、これは人件費分なんですけれども、1名分の人件費が当分の間は続いていくだろうと考えております。

○委員（新原春二）次期の地籍調査ちゅうのは、もう見通せないと思うんですけども、これがずっといくちゅうんなら、国のほうからその助成ちゅうか、補助金があるわけですかね。全く単独の、市単独の予算でずっとそういう地図訂正なんかも含めてやっていかざるを得ないちゅうことになるんですかね。

○建設政策課長（須田徳二）もう地図訂正については、もう一般の単独費でやっていくということになります。

以上です。

○委員（新原春二）次の地籍調査ちゅうのは、もう全然見通せないわけですよ。もう今言っている平成27年で、もう終わるんですけど。もうそれが

ほとんど確定をして、例えば国勢調査みたいに何年置きの地籍調査ちゅうのはないわけで、将来的な展望ちゅうのはどうなんですかね。

○建設政策課長（須田徳二） 地籍調査業務については、薩摩川内市は、今回入来が最後で全部終了ということになっております。そういう関係で国庫補助でやる地籍調査、国土調査法に基づくやつはもう一切終わりということで。今やっているのは、そういう調査の中でどうしても修正、そういった間違い——間違いと言えばあれですけど、修正が出てくるというようなものをどこの自治体でもそういった修正については、もう単独費で対応しているという実情です。

里とか樋脇地区が過去にされてて、ちょっと精度が悪いということで、もう一回直すという話なんかもあったんでしょうけど、それにはもう億単位のお金がかかるということで、あと国交省のほうとしてもそういった全国的に地籍調査がまだ進んでないところも多くて、そういったところに補助事業をあてるというのは、ちょっと国のほうも今のところ考えていないということです。

以上です。

○委員長（宮里兼実） いいですか。ほかにないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

ここで、議案第61号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題といたします。

部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人） おはようございます。それでは、建設部の審査のほう、本日よろしく願いを申し上げます。

まず、建設政策課の平成28年度当初予算の概要でございますけれども、建設政策課におきましては、歳出総額で3億3,094万円を措置をいたしております。部の総括課ということで、部内職員の給与

が主なものでございますけれども、川内川市街部改修事業、南西回り自動車道の整備、蘭牟田瀬戸架橋の整備といったように、国県事業の建設促進に係る要望活動や期成会あるいは協議会への負担金なども措置をさせていただいているところでございます。

南九州西回り自動車道におきましては、昨年、念願でありました阿久根—川内間が本格的に事業化され、測量に入っておりますが、平成28年度も詳細測量、詳細設計に入っており、一日でも早く用地買収に入れればということで、建設政策課のほう窓口になって進めているところでございます。

蘭牟田瀬戸架橋につきましては、県の事業でありますけれども、夏以降14基全ての橋脚が姿をあらわしてくるだろうということで、いよいよ上部工が本格的な工事に入ります。これまでしけなどで大変工事の工程に支障を来しておりましたけれども、上部工ということで、大分その辺の影響が減ってくるということで、これまで以上に工事の進捗が早まり、30年度末の供用開始に向けて県と一体となって進めてまいりたいというふうに思っております。

詳細につきましては、課長のほうから説明がございますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実） 次に、当局に補足説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二） それでは、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算のうち建設政策課分について御説明いたします。

建設政策課の平成28年度の予算につきましては、例年どおり用地関係予算において、地籍調査事務に係る経費と、所有権移転登記並びに過去の未登記の回収に係る経費を、また土木行政関係予算において、職員給与や国県事業に係ります建設促進期成会等への負担金等のほか、各種要望活動並びに関係機関、団体との協議、調整に係ります経費を計上しております。

それでは、歳出から御説明いたしますので別冊となっております予算調書の192ページをお開きください。

上段の2款1項13目地籍調査費の事項、地籍調査事務費1,331万6,000円は、地籍調査業務に係る職員給与費など、一般管理費及び地籍図の修整等に係る経費であります。

経費の主なものは、右の欄記載のとおり、一般職1名分の人件費並びに地籍図の修整業務委託等で

あります。

次に、下段の事項、用地管理事務費 6,047 万 3,000 円は、用地買収に伴う所有権移転登記並びに過去の未登記関係の解消業務に係る経費であります。

経費の主なものは、右の欄記載のとおり、登記事務を行う嘱託員 14 名の報酬、一般職 3 名分の人件費並びに公共嘱託登記等業務委託費であります。

次に、193 ページをお開きください。

上段の 8 款 1 項 1 目土木総務費の事項、土木総務費 2 億 5,384 万 8,000 円は、土木行政に係る職員給与費などの一般管理経費並びに国県道の整備促進に係る経費であります。

経費の主なものは右の欄記載のとおり、一般職 30 名分の人件費並びに関係団体であります九州国道協会等の各種協会、協議会、期成会などへの負担金等 9 件であります。

次に、下段の 8 款 3 項 1 目河川総務費の事項、河川管理費 213 万円は、川内川改修事業建設促進に関する関係機関との協議調整や要望活動等に係る経費であります。

経費の主なものは、右の欄記載のとおり、川内川下流改修促進期成会への負担金及び川内市街部改修促進期成会への補助金であります。

続きまして、194 ページをお開きください。

上段の 8 項 4 項 1 目港湾総務費の事項、港湾総務費 48 万 9,000 円は、港湾整備促進に関する関係機関との協議調整や要望活動に係る経費であります。

経費の主なものは右の欄記載のとおり日本港湾協会並びに鹿児島県港湾協会など関係団体への負担金 3 件であります。

続きまして、下段の 8 款 5 項 1 目都市計画総務費の事項、南九州西回り自動車道建設促進事業費 68 万 6,000 円は、南九州西回り自動車道建設促進に関する関係機関との協議調整や要望活動に係る経費であります。

経費の主なものは、右の欄記載のとおり、南九州西回り自動車道建設促進期成会及び鹿児島県高規格幹線道路建設促進協議会への負担金並びに南九州西回り自動車道阿久根川内道路建設促進協力会への負担金であります。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただき、予算調書の 54 ページをお開きください。

14 款 2 項 1 目手数料の 78 万円は、地籍調査の成果である一筆座標、多角点座標等の地籍成果品交付手数料であります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第 70 号にかかわる審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建設政策課長（須田徳二）それでは、資料は準備していませんが、2 点ほど報告いたします。

まず 1 点目は、南九州西回り自動車道の開通状況について御報告いたします。

本年度は、出水阿久根道路の野田インターチェンジから阿久根北インターチェンジ間と芦北出水道路の芦北インターチェンジから津奈木インターチェンジ間に区間が開通する予定となっておりますが、野田インターチェンジから阿久根北インターチェンジ間 4 キロメートルにつきましては、昨年 12 月 19 日に、また芦北インターチェンジから津奈木インターチェンジ間 7.7 キロメートルにつきましては、先月 27 日に既に通開いたしました。

この芦北―津奈木間の開通によりまして、津奈木から八代までの所要時間が 8 分短縮され、現在の 52 分から 44 分となっております。

来年度以降の開通予定であります。来年度が出水阿久根道路の高尾野インターチェンジから野田インターチェンジ間、平成 29 年度が出水インターチェンジから高尾野インターチェンジ間、平成 30 年度が芦北出水道路の津奈木インターチェンジから水俣インターチェンジ間がそれぞれ開通することとなっております。

南九州西回り自動車については以上です。

次に、2 点目ですが、先月 24 日の議員全

員協議会でも説明いたしました川内原子力発電所迂回道路建設計画についてであります。

今回、九州電力から申し出のありました迂回道路計画につきましては、これまでも発電所関連の車両等の交通安全対策や避難道路対策としまして、九州電力に要請してきておりました。この迂回道路が完成しますと、寄田、滄浪地区の避難ルートが複数選択できるようになるとともに、万一、原子力災害が発生した場合は、発電所への事故対応車両等の進入も円滑になるなど、原子力避難計画の充実に大きくつながるものと考えております。

また、滄浪地区の課題でもあります発電所周辺の交通安全の確保や発電所関連の大型車両の騒音、排気ガス等の地域への影響も解消されることとなります。

九州電力から申し出のありました先月15日から今日までの対応であります。2月25日に寄田地区コミュニティ、26日に滄浪地区コミュニティの会長ほか役員の方々へ、それぞれ迂回道路の概要説明と今後4月に予定しております地元説明会への協力をお願いしたところであります。

今後であります。4月9日土曜日、滄浪地区、4月10日日曜日、寄田地区の地元説明会を開催する予定としております。できるだけ早い時期に地権者への土地立ち入りの承諾も得ることとしております。

また、3月中には、県・市・九州電力の三者で協議し、本迂回道路建設計画が円滑に進められるよう三者の協力を確認するための覚書も取り交わすこととしております。

九州電力は、4月下旬には現地に入り、地質調査、現地測量に着手し、1年半程度かけて道路設計ができた後、用地買収、工事へ入っていく予定としておりますが、完成の時期については今のところ未定であります。

市としましては、この迂回道路が地域住民の御理解のもと、一日も早く完成するよう、地元調整、用地交渉、関係法手続等に積極的に協力していきたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がりましたが、これを含めて所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（川畑善照） ただいま九州電力の道路のこ

とが出ましたけれども、これは、九州電力のほうから話があつてだろうと思うんですが。抜本的に考えたときに、あのちょっと図も見せていただきましたが、要は、河口大橋のどっかあの辺につながうなふうなんですけれども、現実的にその道路延長する考えはないのかということ。

例えば、高江の小野仙右衛門の向こうとか、あるいはその市街地に近い高江のわかまつ園の裏を測量があつたということも聞いてるんですが、これ県と九州電力と市との話し合いちゃ、どのようになっているのか。そこをお知らせください。

○建設部長（泊 正人） ただいま川畑委員のほうから県道43号川内串木野線の話も出ましたが、九州電力から申し出のありました迂回路は全く久見崎の森満議員さんのあの付近から展示館のあの区間のつけかえという考え方ですので、県道43号の整備とは全く切り離した考え方です。県道43号については、現在も県のほうで整備を進めてもらっておりまして、長崎堤防からわかまつ園の裏を通って八間川を渡って高江インターのところにとというのは高江工区ということで事業化されておりますので、それについては今後、詳細設計、用地交渉、実施という形になっていくということですので、全く課長からありました迂回路道路とは切り離していただいたほうが整理がつくと思います。

○委員（川畑善照） 今、部長から話がありましたけれども、切り離して考えた場合においても、現実に西日本興産ですか、あの辺は低いんですよね。ですから、どうしてももう今でなければ、例えば、住宅でももしできてきた、ないとは思うんですけれども、できてきた場合に、買収が相当額上がると思うんです。ですから、何か今で避難道路的なことも考えて県や国と相談されてできてたら、やはりそれと結ぶ形が、いずれどうなるかわかりませんが、声は上げていったほうがいいんじゃないかなと思いますので、これは意見として申し上げておきます。

○委員（新原春二） 同じく迂回路の関係で、迂回路については問題ないんですけれども、まだ設計までできてない段階ですが、説明の段階で、今の43号線の原子力発電所の前を通る道路のつけかえといえますか、迂回路について43号にするのか、原子力発電所のあの周辺については、もう九州電力に払い下げをすればという話もちよこつと聞いたことがあるんですけど、そこ辺の今説明の中ではそこまできてるんですかね。

○建設部長（泊 正人）当然、現在の原子力発電所が見える、あの部分については九州電力のものにして、新しくできるものを九州電力が買収をして道路をつくったものを県道とすると。ただ、河口大橋付近から浜の茶屋のちょっと先ぐらい、まだはつきりわからないんですけども、そのあたりまでは市道として市が引き受けることになっていくんだろうというふうに思います。

○委員（大田黒 博）毎回、大村報徳学園の下件なんです、富田専門職もおられますので、考え方を。あそこが今私のところにちょっと苦情といいますか、大村報徳学園の先生方からありまして、ちょうど狭くなっているところが幅四、五十センチぐらいで10メートルぐらいずっと水がたまっているんですよ。少し陥没してるんですよ。

整備課あたり、県道ですので、上からその境がありますよね。そこが陥没してるので、どうかしてくださいということなんですけれども。そういうときには、その地権者の方のところに食い込んでる可能性もあるし、確認をとりながらやらなきゃならないものであれば、その地権者の方に確認をしながらちゅう一つの広がる手だてじゃないのかなと思ったりもしたんですけれども。とにかく水が、子どもたちがかぶると、登下校のときに。そのときに中央を通過して子どもが通学するということで大変危険ですちゅうことであったんですけれども、考え方とすれば、どのような方法で進められることができるんでしょうかね。

○専門職（富田 守）前回の委員会でもあそこの迂回路のことで大田黒議員のほうから質問がありました。

私が今回退職するというので、前回、もう一回接触をしますちゅうことで、2月に手紙を出しました。前回申しましたが、住まいのマンションがオートでセキュリティが入ってまして玄関で入れないんです、中に入れられないんです。そこでモニターがあるんですが、何回かしても出られないもんですから、一応手紙を出して返答をくださいということをやったんですが、返事がありません。

ですから、会いに行ってもなかなか会えないんですが、今おっしゃいました現道のそういう水たまりにつきましては、境界については祁答院町の地籍調査が、あの付近は正確に出ますので、復元して、もし民地のほうに入っておるようであれば、そこは何らかでやはり塞ぐなり、対応しなきゃいけないと

思うんですが、まずは現況を確認させていただきまして、県と担当ともう一回、対処について、もう一回現地を見てから対処させていただきたいと思います。

○委員（大田黒 博）私、1回見たんですけれども、地権者の上から、こう山から来ているものに少し食い込んでいるような気もするんです。そういうときには、確認をしながらやらなきゃならないのかな。どうしても会わなきゃならない中で進められるのであれば、ぜひゆっくり高校でも行って、お会いしていただいて、ぜひ進める方向と、あわせてその通学路の確保をしてほしいと思ってるので、よろしくをお願いします。

○専門職（富田 守）今おっしゃいましたが、高校に勤務されておられるということで、そこまで押しかけるのはどうかなということで思っておりますが、今のような状況でもう地権者の方とそういう相談とか必要であれば行ってみたいと思いますので、春休みに入りますので、もし会えるようであればまた御報告申し上げます。

○委員（大田黒 博）もう1点だけ、私がいろんなところをお願い行くときに、前この振興局の土木部長で隈田さんておられましたけれども、あの方がその先生をよく知っているということで、何か息子さんがその教え子だったということで、「それは、いけんかでくつとを」ちゅうような軽い返事もされたんです。そうだったら「してくださいよっ」ち、ここまで来たんですけれども。ちょうどそのとき、また異動なられましたもんですから、県庁におられるんだったら、その辺の接触もしていただいて、「そんた、いけんかでくつ」ちゅうと軽く言われれば。動きが足りないのかなと思ったりもするもんですから、ここ辺は一つのきっかけとなれば一番いいかなと思ったもんですから、退職されると同時に引き継ぎもしっかりしていただいて、何とかできないかなと思っております。

○建設政策課長（須田徳二）ただいまの大田黒委員の前からずっと言われてる部分で、あそこを我々も通るとき、いつも考えてるところなんです、当然、相手さんがいるということで今まで引っ張ってきているということでございます。

富田専門職のほうも一生懸命接触されてやってこられました、今回、退職ということになるんですけれども、それについては、建設政策課のほうで

一生懸命対応していきたいと考えますので、その辺、御理解いただきたいと思います。

○委員（谷津由尚）1点。原発の迂回道路の件で、今から県と九州電力さんと市で協議を開始していくかということ、これはこれでお願いいたします。

実は、質問は、これをきっかけにして、以前から課題のある河口大橋のあたりに接続されるわけですけど、その河口大橋自体は、鹿児島県の管轄下に移管できないのかと。その交渉までちょっと加速できないのかなと思ひまして質問します。

○建設部長（泊 正人）これまでも国県要望の機会をずっと捉えて、毎年入れてあります。県としては、一時期は、1回塗装をすればとるよみみたいな話が須賀知事のときにあったらしいんですけども、その後、1回、1億ぐらいかけて塗ったんですけども、とってもらえなかったということもあります。

今、谷津委員おっしゃいましたように、いい機会、タイミングなのかなって、その迂回路ができるのかどうか、これからの設計協議の中でまた動く話になると思いますけれども、委員御提案もいただきましたので、企画が窓口になっておりますので、企画と一緒に、ぜひ県道移管ちゅう形で進めていければと思います。

ただ、今回、現在が緊急輸送道路となっておりまして、耐震の設計をしております、長寿命化の関係で耐震補強までは市のほうでやらざるを得ないと思いますが、今後、それを県道としてとっていただけるかどうか。いいタイミングでもありますので、進めてまいりたいと思います。

○委員（谷津由尚）今おっしゃったように、私もそういうイメージなんです。あそこの河口大橋のところにきちんとつけていただかないと、まず、この話はできんだろうと思ってまして。そこにきちんとつけていただくのは、やっぱりその建設政策課さんと部長の腕の見せどころだろうと思ってまして、そこにきちんとつけた上で、やっぱり避難道路として、その確保する以上は河口大橋というのはやはり県が管理すべきみたいな理論も成立するだろうと思いますので、ぜひよろしく願います。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）富田専門職もあとわずかで

ありますから、大田黒委員が前から申しておりました、あと15日間で何とか頑張るだけ頑張っていたいて、できなかった分は後継の方にちゃんと引き継ぎをしていただくようお願いします。

質疑は尽きたと認めます。

以上で、建設政策課を終わります。

ここで休憩します。

~~~~~

午前10時31分休憩

~~~~~

午前10時35分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

△建設整備課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設整備課の審査に入ります。

△議案第55号 薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第55号薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）それでは、議案第55号薩摩川内市普通公園条例の一部を改正する条例の制定について説明いたしますので、議案つづりのその2の55-1ページをお開きください。

あわせて議案資料の1ページをお開きください。図面になります。位置図等をごらんください。

久見崎公園についてですが、当公園は、久見崎町地内に整備してまいりましたが、整備完了に伴い普通公園として設置するものです。

55-2ページをお開きください。

公園の名称、位置については記載のとおりで、公園面積は1万3,781平米です。また、鹿島地域の夜萩丸山公園の名称中の「丸」を「円」に改め、読みはそのまま「やはぎまるやま」公園ということでお願いをしております。これについては、今回、甌の国定公園等に伴い、公園等の名称の誤りに気づいたことにより、今回改めようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方、お願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明があり

ましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）ありませんか。質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

ここで、次の議事運営上、副委員長と交代しますので、しばらくお待ちください。

〔宮里委員長退席、委員長席に下園副委員長着席〕

---

△議案第56号 財産の無償譲渡について

○副委員長（下園政喜）それでは、議案第56号財産の無償譲渡につきまして、議題といたします。

当局に説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）それでは、議案第56号財産の無償譲渡について説明いたしますので、議案つづりその2の56—1ページをお開きください。

譲渡する財産は土地で、所在などは記載のとおりです。譲渡する相手方は、陽成地区コミュニティ協議会になります。

次ページをお開きください。

右側に位置図を記載してあります。また、議会資料の2ページをお開きください。

無償譲渡に係るこれまでの経緯及び今後のスケジュール（案）を記載しております。

陽成地区コミュニティ協議会の地域活性化の活動拠点として利用することで無償譲渡しようとするものです。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方お願いいたします。

○副委員長（下園政喜）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下園政喜）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下園政喜）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下園政喜）討論はないと認めます。

これより採決を行います。本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副委員長（下園政喜）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

〔宮里委員長着席〕

---

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）それでは、審査を一時中止してありました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設整備課長（吉川正紀）議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の建設整備課分について説明いたします。

歳出を説明いたしますので、予算に関する説明書（第8回補正）の31ページをお開きください。

8款2項3目道路新設改良費で、補正額41万円は、先ほど建設政策課長が補正予算の説明をいたしました。同様の内容ですので説明を割愛させていただきます。また、職員の8人分の人件費を補正要求するものです。

次に、次ページの32ページをお開きください。

8款5項5目公園緑地費で、補正額19万2,000円は、先ほどと同じで職員4人分の人件費を補正要求するものです。

以上で説明終わります。よろしく御審議方、お願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第61号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

---

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市  
一般会計予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止して  
ありました議案第70号平成28年度薩摩川内市  
一般会計予算を議題とします。

部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、建設整備課  
につきまして、平成28年度当初予算概要を御説明  
させていただきます。

建設整備課におきましては、歳出総額を11億1,  
776万円と措置をいたしました。一般道路整備事  
業や公園整備を例年どおり実施をしております。

現在、都市計画道路、駅前白和線は、春田川にか  
かります新地橋の解体に入ったところでございま  
す。

また、県で実施をしていただいております川内郡  
山線宮崎バイパス、川内串木野線高江バイパス、東  
郷西方港線湯の元バイパスなど、県道整備にかかわ  
る負担金も措置をさせていただいているところで  
ございます。

公園整備におきましては、天辰地区の区画整理事  
業内の三堂公園を整備しておりますけれども、最  
終年度を迎え、仕上がりを待とうとしているところ  
でございます。

また、指定管理制度によります市内全域の公園の  
管理充実にも努めてまいりたいと思っております。

公園負担金といたしまして、川内港、里港、長浜  
港の整備のための負担金を支出いたしますが、昨  
年、知事からありましたとおり、川内港唐浜埠頭の  
整備に向けた新たなスタートの年となるように県  
と連携しながら事業展開を進めてまいりたいとい  
うふうに考えてございます。

詳細につきましては、課長から説明がございま  
すので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）次に、当局に補足説明を求  
めます。

○建設整備課長（吉川正紀）議案第70号平成  
28年度薩摩川内市一般会計予算の建設整備課分

について説明いたしますので。

まず、予算調書の195ページをお開きください。

6款3項1目農村公園管理費の事業費1,128  
万2,000円は、市内全域の農村公園の施設管理  
にかかわる経費で、主なものは中郷の天神池公園な  
ど農村公園8カ所分の指定管理に伴う委託料です。

次に、下段の8款2項3目一般道路整備事業費の  
事業費4億5,089万円は、道路新設改良事業及  
び県営道路整備事業負担金にかかわる経費です。

主なものは、職員の8人分の人件費のほか、各地  
域より要望のあった市道などの新設改良に伴う経  
費及び県が施行する東郷西方港線ほか県道整備に  
係る負担金です。そのほかエコパークかごしまに関  
連する周辺地域振興事業費も含まれております。

次に、196ページをお開きください。

同目、中甕江石線整備事業費の事業費3,506  
万8,000円は、上甕地域の市道中甕江石線の拡  
幅整備にかかわる工事請負費が主な経費です。

次に、下段の同目、鳥ノ巣線整備事業費の事業費  
5,108万8,000円は、鹿島地域の市道鳥ノ巣  
線の拡幅整備に係る工事請負費のほか、関連する土  
地購入費や補償費が主な経費です。

次に、197ページをお開きください。

8款4項1目港湾県営事業負担金の事業費4,0  
00万円は、県港湾整備計画に基づき県が管理する  
川内港、里港、長浜港の改修にかかわる負担金です。

次に、下段の8款5項2目駅前白和線整備事業費  
の事業費1億7,122万円は、駅前白和線の拡幅  
整備にかかわる経費です。

主なものは、新橋新地橋の工事請負費などや、関  
連する支障物件移設補償費などが主な経費です。

次に、198ページをお開きください。

8款5項5目公園管理事業費3億139万4,0  
00円は、市内全域の公園緑地などの維持管理のほ  
か、施設整備や公園施設長寿命化事業にかかわる経  
費です。

主なものは、職員4人分の人件費のほか、向田公  
園など市内の都市公園及び普通公園など169カ  
所分の指定管理委託料のほか、限之城川公園駐車場  
の管理や街路樹などの管理に伴う委託料、向田地区  
かわまちづくり事業に伴う施設整備などの工事請  
負費や公園施設長寿命化事業施設整備などの工事  
請負費です。

次に、下段の同目、総合運動公園整備事業費の事  
業費1,911万8,000円は、同公園の整備など

に係る経費で、電気系統の高圧機器が運動施設の完成後、最長27年経過していることから、今回、高圧機器の更新に伴う工事請負費が主な経費です。

次に、199ページをお開きください。

同目、三堂公園整備事業費の事業費3,600万円は、三堂公園の整備にかかわる経費で、公園内の施設整備に伴う工事請負費が主な経費です。

次に、下段の11款4項1目現年公用公共施設災害復旧事業費の事業費170万円は、台風や大雨などによる災害発生時に公園施設の破損や街路樹の倒木処理などに対応するための経費です。

続きまして、歳入について説明いたしますので、前に戻っていただき55ページをお開きください。

主な歳入について説明いたしますので、上から2段目の14款1項6目使用料の土木使用料で、予算額1,384万3,000円のうち、都市計画使用料の主なものは、9段目の公園使用料本庁分110万円で、丸山自然公園ほか有料公園施設の使用料です。また、隈之城川公園駐車場使用料1,104万円は、月極め205台分と時間貸し82台分の駐車料金です。

15款2項6目国庫補助金の補助金で予算額1億7,480万円のうち、道路橋梁費補助金は5,160万円で中甕江石線ほか1路線の整備に伴う補助金です。

都市計画事業費補助金は9,020万円で、駅前白和線の整備に伴う補助金です。

公園緑地事業費補助金は3,300万円で、公園長寿命化事業及び三堂公園の整備に伴う補助金です。

17款2項2目財産売り払い収入の物品売却収入で、予算額205万8,000円は、矢立農村公園のジム販売に伴う売却収入です。

56ページをお開きください。

21款4項2目受託事業収入の土木費受託事業収入で、予算額4,500万円は、エコパークかごしまの建設に関連した周辺地域振興事業に伴う県からの受託事業収入です。

21款5項4目雑入で、予算額402万4,000円のうち、主なものは4段目の電気水道料実費収入金、寺山いこいの広場130万円は、施設内に設置してある自動販売機などの電気料及びレストハウスなどの水道料です。

また、7段目の川内駅西口・東口駅前広場管理受託収入は170万円で、駅前広場の管理をJR九州

との協定に基づき行っており、これに伴う管理受託収入です。

以上で説明を終わります。よろしく御審議方、お願いいたします。

**○委員長（宮里兼実）**ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（大田黒 博）**198ページの総合運動公園整備事業費で、高圧機器のやつは何か更新だと思うんですが、この300万上がってきておりますけれども。建設業務委託料、前ちょっと言うたことあるんですけど、どのような形の整備になっていくんでしょうかね。国体の練習場になるようなことも聞いておりますが、テニス場を含めてなんでしょうか。そのあたりを説明いただけませんか。

**○建設整備課長（吉川正紀）**ここに出てきてます総合運動公園整備事業費の中の野球場改修設計業務委託なんですが、これは、薩摩川内市総合運動公園で、中郷にあるあの運動公園の野球場の話です。

これにつきましては、国体の基準を満たすためのいろいろなダッグアウトのフェンスの高さとか、あと外野のファールとか、ホームランのボールがわかるような、そういうののちょっと設計業務、それとあわせてスタンドがちょっとコンクリートが爆裂していますので、そういうところの業務委託をやります。

今、大田黒委員さんが言われました御陵下運動公園の話は、この上のほうの8款5項5目の公園管理事業費の中で委託費があると思います。1億6,818万4,000円、この中で一部、御陵下運動公園の外野のフェンスの話、それとスタンドもちょっと改修をせんといかんちゅうことを市民スポーツ課のほうから言われております。一応、そこについては、平成28年度当初予算の中でお願いをして御陵下運動公園の野球場の業務委託をやろうということ考えているところです。

**○委員（大田黒 博）**わかりました。この総合運動公園は、そのフェンスの内野の。

**○建設整備課長（吉川正紀）**ダッグアウトのフェンスの高さが、何か国体仕様みたいじゃないみたいです。もう少し高くしないといけないちゅうことで聞いておりますので、そういうところを基準に合った形に変える形で一応設計をお願いをしていきたいということで考えているところです。

以上です。

○委員（大田黒 博）ダッグアウトちや、バックネットの。

○建設整備課長（吉川正紀）済みません。選手のベンチの前のフェンスです。

○委員（大田黒 博）バックネットの中にベンチが入ってますよね、両サイドが。そのベンチが上から見てるわけですか、その野球場は。そのフェンスが足りないちゅうことなんですか、バックネットの。内野席の応援席のあのフェンスが足りないちゅうことですか。

○建設整備課長（吉川正紀）選手が控えております両サイドに席があります、ベンチが。あそこの前のフェンスの高さが足りないということを言われております。

○委員（大田黒 博）ダッグアウトのフェンスちゅうのはないですがね。

○建設部長（泊 正人）グラウンドとベンチに入る前にどっかへそぐらいの高さのフェンスがございます。あれを選手がよくまたいだり、あの高さが低いので、あれをちょっと上げないと国体仕様にならないという検討の委託をしたいということです。

○委員（大田黒 博）ダッグアウトちゅうのはベンチのことですよ。そのベンチから出ていくのは、今あそこはないですつね。鴨池球場はないですよ。

〔「ありますよ」と呼ぶ者あり〕

○委員（大田黒 博）ありますつね。そのようにしないといけないちゅうことですか。その両方。それに300万かかる。

○建設整備課長（吉川正紀）そのほかに応援席のほうのベンチの改修とか、いろいろあります。

○委員（大田黒 博）わかりました。もう一つ、その御陵下公園の一億幾らの中に入っていると。どのように計画されるんですか、その辺はもう出てないんですか。まだ、出てるちゅうことは、その少し椅子のフェンスをどうかしようということは入ってるんですか。

○建設整備課長（吉川正紀）今まで内野のところのコンクリートの壁が問題ということでいろいろと聞いておりますので、そういうところも含めた中で、今回、あそこの御陵下運動公園が練習会場になる予定と聞いておりますので、そういう中で安全策がとれるような形で設計業務委託の中で検討をしていきたいと思っております。

○委員（大田黒 博）その辺の内容ですよ。僕も

以前、質問したんですけれども、軟式野球連盟と、あそこのテニスコートまでだったら、テニスコートの協会の方々と十分話し合いをしてやっていただけるようお願いをしておきます。なかなかうまく利用できるように、やっぱり公園という形のものを含めた整備なのか、フェンスを取り外すだけの危険性を指摘したんですけれども、テニスコートを含めて少しのテニスコートの排水の件とか言われておりましたけれども、どうせされるのだったら、あわせて少しお金入れてでも皆さん方の要望にあった整備をしてほしい。だから、十分意見を聞きながら整備してほしいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○建設整備課長（吉川正紀）わかりました。

○委員（川畑善照）駅前白和線が今、大工事をやっているようですが、あれはいつごろまでかかるのか。そして、具体的内容を教えていただきたいこと。もう1点、向田地区かわまちづくりの施設整備工事は、具体的にどういうことをされるのか。この2点。レガッタハウスの移動なのか。

○建設整備課長（吉川正紀）駅前白和線の整備なんです、平成29年度までです。一応、供用開始は平成30年の3月ということで考えています。

それと、向田かわまちづくりの関係なんです、ちょうど今回補正をお願いしているところ、当初予算をお願いしているところは、下水のポンプ場があると思いますが、あの裏のほうに下にレガッタハウスがあると思うんですが、あれが上のほうへ上がるという計画を持ってらっしゃいまして、一応、その周りのブロック積みと、盛土をするという形を今回当初予算でお願いしているところです。

○委員（川畑善照）かわまちづくりはわかりました。

駅前白和線のことですが、拡張でずっと駅からどっちと言えいいですかね。真光寺のほうへ延びてるあの道路のほうを、駅から行けば右側のほうを拡張されて、そして今現在、春田川との接点のところは個人の。とにかくありますよね。ああいうところはどうなるのか、公園化されるのか、どうなのか。具体的に大ざっぱでもいいですけど教えていただけますか。

○建設整備課長（吉川正紀）今、仮設道路という形で右側のほうへ迂回して仮設橋をかけて、一応、そういう形で新しい橋をつくるという形になっております。

行く行く、今、仮設道路をつくっているところは、  
借地で借りているところです。そういう形の中で、  
でき上がったら、また新しい道路に交通が移ります  
ので、また、整地して相手にまた地権者のほうへ返  
すという形で、公園のほうの整備は考えていません。

以上です。

○委員（川畑善照）前、鉄橋のアンダー——横馬  
場・田崎線をアンダー、でいきましたよね。その手  
前に新原たばこ屋があって、その横に道路がありま  
したよね。あれはもう死んでしまうんですか。

○建設整備課長（吉川正紀）あの道路は、県の  
河川の管理道路という形で残るような格好になり  
ます。でも行きどまりになりますので、一応、車の  
往来はちょっとできないような状況になると思い  
ます。

以上です。

○委員長（宮里兼実）いいですか。ほかにありま  
せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。  
次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで議案第70号にかかわる審査を一時中止  
します。

---

#### △所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行  
います。

当局から説明がありますか。

○建設整備課長（吉川正紀）今回はありません。

○委員長（宮里兼実）それでは、所管事務全般に  
ついて質疑に入ります。御質疑願います。ないで  
すか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、建設整備課を終わります。御苦労さまで  
した。

---

#### △建設維持課の審査

○委員長（宮里兼実）次は、建設維持課の審査に  
入ります。

---

#### △議案第61号 平成27年度薩摩川内市 一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）それでは、審査を一時中止  
してありました議案第61号平成27年度薩摩川  
内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建設維持課長（永田一郎）それでは、議案第  
61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算  
の建設維持課分について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の第8回補正31ページを  
お開きください。

8款2項1目道路橋梁総務費、補正額59万6,  
000円で、補正後の合計が1億2,831万1,  
000円となっております。

これは右の説明欄記載のとおり、人事院勧告に伴  
う職員の給料等の増額でございます。

次に、41ページをお開きください。

11款2項1目現年公共土木災害復旧費、補正額  
21万9,000円で、補正後の合計が8,442万  
6,000円となっております。これも右の説明欄  
記載のとおり、人事院勧告に伴う職員の給料等の増  
額でございます。

次に、同じページの11款2項2目現年単独土木  
災害復旧費、補正額3,000円で、補正後の合計  
が6,468万3,000円となっております。これ  
も右の説明欄記載のとおり、人事院勧告に伴う職員  
手当等の増額でございます。

以上で、建設維持課に係る平成27年度一般会計  
補正予算の説明を終わります。よろしく願い申し  
上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明があり  
ましたが、これより質疑に入ります。御質疑願いま  
す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第61号一般会計補正予算の審査を  
一時中止します。

---

#### △議案第70号 平成28年度薩摩川内市 一般会計予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止して

ありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

部長に概要説明を求めます。

**○建設部長（泊 正人）** それでは、建設維持課について当初予算の概要を説明させていただきます。

建設維持課におきましては、歳出総額を16億3,926万円措置いたしておりまして、市道及び河川の維持管理を中心に業務を進めてまいりたいと考えております。

橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、また、内水排水対策につきましては、中長期ビジョン計画に基づき計画的な整備を進めてまいります。

道路維持につきましては、工事請負費を例年より5,000万ほど上積みして措置させていただいており、道路の安全度向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

河川の維持管理におきましても、昨年から伐採や寄り洲対策といたしまして、予算を措置をさせていただいており、防災を最優先に管理を進めてまいります。

交通安全対策につきましても、ガードレールやカーブミラーなど、公安委員会と連携しながら交通安全の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

詳細につきましては、課長から説明がございますので、よろしくお願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** 次に、当局に補足説明を求めます。

**○建設維持課長（永田一朗）** それでは、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算の建設維持課分について御説明申し上げます。

まず、歳出から御説明いたします。

予算調書の200ページをお開きください。

8款2項1目道路橋梁総務費9,346万1,000円、これは道路橋梁に係る経費で、経費の主な内容は、道路調査、設計等、業務嘱託員等の報酬及び一般職の給料並びに道路台帳整理業務委託等の経費を計上してございます。

次に、下段の道路橋梁附帯設備管理費2,823万2,000円、これは道路橋梁の附帯設備の管理に係る経費で、経費の主な内容は、道路照明取りかえ工事及び街路灯に係る電気料金並びに鉄道と交差している市道のアンダー部に設置してございま

すポンプ場の管理に係る経費等を計上してございます。

次に、201ページをお開きください。

8款2項2目道路維持費6億2,108万8,000円、これは市道の維持補修等に係る経費で、経費の主な内容は道路維持補修等業務嘱託員の報酬及び道路愛護作業謝金並びに市民の皆様方からの要望が多い道路維持修繕等の工事を計上してございます。

同じページの8款2項3目交通安全施設単独事業費2,000万円、これはカーブミラー、ガードレール、区画線設置等交通安全対策に係る工事請負費でございます。

次に、202ページでございます。

8款2項4目橋梁維持費3億5,400万円、これは、橋梁の維持補修等に係る経費で、平成25年度に策定をいたしました橋梁長寿命化修繕計画に基づいて平成26年度に詳細設計を行い、平成27年度、本年度に本格的に修繕工事を実施してまいっております。

引き続き平成28年度におきましても、計画に基づきまして修繕に係る詳細設計委託料と8橋の修繕工事を行う予定としてございます。

次に、同じページの8款3項1目河川管理費3,527万6,000円、これは河川、水門等の管理に係る経費で、経費の主な内容は宮里ダム管理業務嘱託員、水門管理人等の報酬、河川愛護謝金、河川伐採等業務委託料等を計上してございます。

次に、203ページです。

河川施設管理費8,256万円、これは水門等の修繕や河川のしゅんせつ、整備に係る経費で、経費の主な内容は、網津町の半崎川の護岸整備工事費と、平成26年度より本格的に取り組んでいます河川寄り洲除去で、今後も引き続き計画に基づき地元要望も含め、治水上、緊急性の高い箇所から寄り洲除去に努めてまいります。

次に、同じページの排水機場管理費897万5,000円、これは排水機場の管理に係る経費で、経費の主な内容につきましては、排水機場管理人及び補助員の報酬を計上してございます。

次に、204ページでございます。

急傾斜地崩壊対策事業費3,300万円、これは急傾斜地崩壊対策事業に係る経費で、測量設計業務委託料と楠元の池平地区ほか2カ所の工事請負費及び県営事業の負担金を計上してございます。

次に、同じページの8款3項2目河川改修事業費200万円、これは県が事業主体であります県単砂防事業の負担金でございます。

次に、205ページをお開きください。

8款4項1目港湾総務費589万3,000円、これは上甕町の江石港と桑之浦港、2カ所の港湾の管理に係る経費で、平成28年度江石港の長寿命化修繕計画の策定と桑之浦港の施設補修に係る設計委託と工事請負費を計上してございます。

次に、同じページの港湾排水機場管理費201万8,000円、これは里支所所管の荒切川排水機場の管理に係る経費でございます。排水機場管理人及び補助員の報酬等を計上してございます。

次に、206ページでございます。

9款1項5目水防費66万1,000円、これは、水防倉庫が31カ所ございますが、その備蓄資材の購入及び維持修繕の経費でございます。

次に、同じページの9款1項6目災害予防応急対策費8,581万9,000円、これは災害発生時の応急対策作業及び内水対策中長期ビジョンに基づく排水施設等の整備並びに特別災害復旧事業に係る経費で、経費の主な内容として、崩土除去作業の機械借上料、浸水被害解消を目的とした排水対策事業の工事請負費並びに特別災害復旧補助金を計上してございます。

次に、207ページでございます。

11款2項1目現年公共土木災害復旧事業費3億679万7,000円、これは現年公共土木施設災害の復旧に係る経費で、一般職の給与費、公共災害復旧工事費等を見込み計上してございます。

次に、同じページの11款2項2目現年単独土木災害復旧事業費948万円、これは単独災害復旧事業に係る経費で、工事請負費等を見込み計上してございます。

次に、歳出を終わります。歳入について御説明申し上げます。

予算調書の57ページをお開きください。

歳入につきましては、主な項目についてのみ説明させていただきます。

12款1項1目交通安全対策特別交付金1,400万円、これは道路交通法に基づく交通反則金について県から交付されるものでございます。

次に、同じく57ページから58ページにかけて記載してございますが、14款1項6目土木使用料3,157万円、これにつきましては道路橋梁使用

料として、市道及び法定外公共物である里道、水路、こちらに九州電力柱、NTT電話柱、ガス管等の道路占用料及び使用料と上甕の桑之浦港で水産会社にて荷揚げ場として一部占用させている港湾施設使用料でございます。

次に、58ページの中段、15款1項4目災害復旧費負担金1億7,726万9,000円、これは歳出のところで御説明いたしました見込み計上の現年公共土木災害復旧費負担金でございます。

次に、同じページの15款2項6目土木費補助金1億5,950万円、これは、先ほど歳出のところで説明いたしました橋梁維持補修事業2億9,000万円の国庫補助金、補助率が55%でございます。

次に、同じページの15款3項3目土木費委託金1,424万3,000円、これは国土交通省所管、川内川の水門及び排水機場等の管理委託金でございます。

次に、同じページの16款2項6目土木費補助金1,250万円、これは、先ほど歳出のところで御説明いたしました急傾斜地崩壊対策事業2,500万円の県の補助金50%でございます。

次に、同じページの16款3項6目土木費委託金493万9,000円、これは県管理の水門管理委託金と権限移譲事務委託金及び県管理港湾である里地区里港へ流れ込む荒切川排水機場に係る管理委託金でございます。

以上で、建設維持課に係る平成28年度一般会計予算の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

**○委員長（宮里兼実）** ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

**○委員（大田黒 博）** 2点なんです。まず1点目、203ページの河川寄り洲除去の、これは河川施設管理費ということで市の河川ですよ。こうして3,200云々うたってあるんですが、これで何カ所、要望があつてきて何%ぐらいのこの予算なんでしょうか。

**○建設維持課長（永田一朗）** この河川の寄り洲除去のお金につきましては、平成25年度に計画をつくりまして、平成26年度から実施をしてございます。平成26年度につきましては26カ所、本年度平成27年度については31カ所、来年度平成28年度については計画の中では13カ所を予定してございます。平成27年度まで、これまでに全体

計画で86カ所ございます。その中の平成26、平成27で今57カ所整備してございまして、今のところ進捗率としては66%でございます。

以上でございます。

**○委員（大田黒 博）**わかりました。66%。僕が危惧するのは、県河川がありますよ。県河川で5月から6月に皆さんに出てもらって河川清掃しますよ。そういうところが、県の河川のところが、その中央の寄り洲がずっと残ってるんですよ。予算が30億、40億ついて、県が1回やったんですけども、もう相当数残ってると思うんですけど、この比率的に県河川とこの市の河川とすると、大分、県河川の寄り洲の残りぐあいちゅうものが目立ってきているような気もしないでもないでしょうけれども、県との兼ね合いも含めて、どのような形で県河川が寄り洲除去が今後進められていくのか、少しでもわかりませんか。

**○建設維持課長（永田一朗）**県のほうでは、県のことしの9月、本年度の9月定例会で久保田土木部長のほうに質問に答えていらっしゃいます。県につきましては、平成24年度から平成27年度、4年間にかけまして、金額が約37億円。そのお金で424カ所の河川の寄り洲を除去したということで、8月のその段階で95%計画の中では進捗したという形で御説明してございます。

それで、集中的かつ計画的に除去を進めたことで、河川の流下能力は確実に向上したという話と、あと計画の策定時点で、対象外でも新たに土砂の堆積が見られる箇所、そういう箇所につきましては、また、状況確認をいたしまして、治水上、緊急性が高いところには、できる限り対応していく方針だということで答弁をされてございます。

それと、あとうちの北薩地域振興局の所管でございます。そののほうとも事あるたびに会議等で、そういう部分については、また調整をしながら、県の河川のそういう寄り洲がある部分については、そういう状況をまだ北薩地域振興局の職員と現場のほう立ち会いながら、そういう部分についてはまた進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

**○建設部長（泊 正人）**ただいま課長のほうから県の部長さんが県議会で答弁されたというのは、このとおりなんでしょう。九十何%、三十何億でやってるちゅうのはあるんですが、大田黒委員が言われたのは、実際まだ残ってるじゃないかというのが

あるわけで、恐らくこの寄り洲除去をされる前に、県内の全河川は調査をされて、その中で、流下能力が足らなくなってるところをやって、実際目に見えて寄り洲があるんだけど、それについてはまだ流下能力が足りてるから除外をされているんだろうと思います。そこが残ってるじゃないかちゅう話になってると思いますので、今課長が言いましたように、それらの取り残しじゃないんでしょうけれども、それについては、また今後県に相談をしながらやっていきたいと思います。

それと、この寄り洲除去、さっき市の河川も6割ぐらい進捗がいつてるていうんですけども。また雨が降れば、またたまりますので、舗装をしたり、側溝をしたりといふように、エンドレスになっていきますので、その辺はまたうまく注視しながら、状況を判断しながら、かかっていきたいと思っております。

**○委員（大田黒 博）**わかりました。一番危惧するのは、6月の作業がありますよね、河川作業が、愛護作業を含めて。その方々が、どげんかならんとかという苦情があったりするんですよ。そういうところを中心に、もう少し取りまとめしていただいて、県のほうにつないで、何とかいつごろになるんですよというようなのがあれば、また我々も助かるし、計画的なものを少しお願いできないかなと思っておりますが、どうでしょうか。

**○建設維持課長（永田一朗）**今の委員さんの意見を受けて、そういう要望のある箇所につきましては、また、現場のほうも確認しながら県、市両方。また、県のほうにもつないでいきたいと考えておりますので。

あと地元のほうにも、県のほうがまたこういう形で計画があるよという話の部分については、その地元のほうに事前にお話できたらと考えております。よろしくお願いします。

**○委員（大田黒 博）**204ページの急傾斜地の崩壊対策事業費というのが、ここありますけれども、このあたりはその県の急傾斜地においてずっとこう順番で当てられて、いつごろ年次ごとにずっと予算にのっかってやっておられるというのはよくわかっていんですけども。1点だけ確認したいのは、去年の台風あたりで、少し急傾斜地、人家があって、公共施設があって、そこに大きな崖があって、そのあたりが何カ所か崩れているようなところに住民から「あげんとは、いけんか、でけんとか」という中で、その各部署においてはその支所、支所が

把握をしてるんでしょうけれども。そういうののこういうのに当てはまるちゅうのは、台風が来て、災害があつて少し崩れてるな。また、そのような台風が来れば心配な住民の方々をフォローするという意味からも計画的なもので、どういう方向で行ったらいいのか、ちょっと教えていただけませんか。

**○建設維持課長（永田一朗）** 本年度につきましても、急傾斜地崩壊対策事業については、危険な箇所からという形で実施をしているところでございます。

平成28年度の要望につきましても、急傾斜地崩壊対策事業として11カ所、薩摩川内市としては11カ所を要望しているところです。

今、その11カ所の中でも事業を行っている箇所が5カ所、今進めているところでございます。新たに6カ所については、新たにまた要望していくという形で進めてございます。

今、大田黒委員が言われました、また、そういう支所の中でそういう箇所等があれば、うちの職員のほうが、また担当職員のほうが現場に行つて、あと内容を確認して、また、県のほうの助言も受けながら急傾斜の崩壊対策事業で該当できるということであれば、その事業を利用して実施をしていきたいと考えてございます。

今のところについては、緊急性の高いところからということで、今5カ所を実施しているところでございますので、よろしくお願いします。

**○委員（川畑善照）** 先ほどの最初の寄り洲の問題の大田黒委員に関連しますけれども、県河川が危険度の高いところというのはよくわかります。ただ、地域的にそれぞれあると思うんですが、その中で薩摩川内市がどの程度あるのかわかりませんが、それもまた知りたいと思いますし。それから、例えば、隈之城川の川内小学校の横のあそこなんかにしても、上流はしたけれども下流はされてないということやらあるんですが、その流量ちゅうのは、もう十分理解していいのかなというのと。春田川にしても、やはり常にやっぱり水量がアップしますと、どうしても寄り洲が出てきますので、そういうところやら、やはり県のほうに薩摩川内市としても要望としてぜひやって上げていただきたいなと思っております。それについて、薩摩川内市のパーセントちゅうのはわからんですか。

**○建設維持課長（永田一朗）** 先ほど説明しましたが、河川の寄り洲除去計画を平成25年度につく

ってございます。その計画の中で市内の中で86カ所ということで、平成26、平成27を含めて57カ所、その寄り洲の除去を行ってございます。86カ所中57カ所ということで、進捗率は66%でございます。平成28年度につきましては、13カ所を一応予定しているところでございます。

あと県河川のまた春田川につきましても、今委員が言われました、春田川につきましても、その状況のほうをまた県のほうにも一応見ていただいて、本当に緊急性があつて、寄り洲の除去が必要だということであれば、また県のほうにも要望をしていきたいと考えております。

以上です。

**○委員（川畑善照）** 春田川はわかりました。隈之城川の場合でも、寄り洲に生えた木も大きくなって、大変それが災害の原因になると思われまので、上流はしたけれども下流はしてないちゅうのがちょっと引っかかるもんですから、そういうことも言われるもんですから。一応ここで申し上げましたので、ひとつそういう点も県のほうにお願いができればしていただきたいと要望しておきます。

**○委員（新原春二）** この寄り洲除去は、イタチごっこなんですよ。抜本的な改善はできないのか私も考えて、土木の方々にもいろいろお話を聞くんですが。県河川あるいは市の河川含めて、場所を規定をして、もう業者に最初から委託をするちゅう制度はできないかと私はいつも思ってるんですよ。もうここからここまでの何百メートルはこの業者、それから、こっちはどこの業者という話をすれば、それはでくどちゅう話なんですよ。定期的に伐採なんかも含めてすれば、竹の子のうちに切れれば、何もしぐりいらんたどちゅう話もよく聞くもんですから、寄り洲も一緒ですよ。もうここからここざいして、もっと上はたまる。上をすれば今度は下がたまるちゅうイタチごっこです。業者に話をすれば、もういっどき仕事がなかつたとき、もうずるっと上から下ぎいすれば、日も要らんし、銭もかからんたどちゅう話をよく聞くもんですから。そこは県のあれもありますが、そこ辺の抜本的なものをしていくかないと、いつまでも毎年毎年同じことをしていくちゅうことになりますので。そこ辺も県と連携をとって、そこそういう事業はできないのか。入札関係が今ずっとやっていますので、入札関係はできてくるんでしょうけれども、もう場所の既定をして、委託をしとけば、それなりの年間幾らかの委託料を払

って管理をしてもらうふうにするれば、県の道路はそういうふうにやっていますよね。県の道路はやっていますから、そういうふうには河川もそういうようなものではないはずはないと思いますので、そこ辺もまたいろいろ検討をしていただだけませんか。

**○建設部長（泊 正人）** 先ほどの谷津委員の河口大橋の要望の話もあったんですけど、あれと同時に、この河川の管理伐採と寄り洲については、毎年テーブルにのって一緒に市長からも要望はされておりますけれども。こういう建設水道委員会あたりでもしょっちゅう出てますということ、再度、建設部長に話を持って行って、少しでもそういう委託形式的な形はできないかちゅう提案もありましたということで報告をさせていただきたいと思います。

**○委員長（宮里兼実）** いいですか。ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑は尽きたと認めます。次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○委員長（宮里兼実）** 質疑はないと認めます。

ここで、議案第70号にかかわる審査を一時中止します。

---

#### △所管事務調査

**○委員長（宮里兼実）** 次に、所管事務調査を行います。

当局から説明がありますか。

**○建設維持課長（永田一朗）** 今回は特にございません。

**○委員長（宮里兼実）** これより所管事務全般について質疑に入りますが、御質疑願います。

**○委員（谷津由尚）** 所管事務全般ということで、道路維持修繕工事について、年間何百件も寄せられると思うんですけど。その中でその維持修繕工事をするかしないかの判断基準、あるいはその優先順位という、その基準についてちょっと教えてください。ここで説明できられる範囲でいいです。

**○建設維持課長（永田一朗）** 今年度の市民からのこの道路に関するそういう要望については1,200件程度本年度についてはございました。そのうちの80%を一応今のところは実施している状況でございます。

要望の内容としては、舗装だったりとか、あと側溝の整備、あと蓋板を入れてくださいと、そういう

もの等がございます。

こういう市民からの要望につきましては、まず、電話だったりとか、あと口頭で一応そういう要望を受けます。職員のほうで現場のほうに行きまして、立ち会って、その要望の内容を確認をさせていただいております。

その中で要望の処理費用というのをうちのほうはつくってございます。その中で、あと内容としてはそういう形の内容を確認して公共性が高いのかという話と、あと緊急性がどうかという、そういう部分で優先順位を決めて、その修繕の部分については実施をしていくという形でございます。

緊急性が高くて早急に工事を行わないといけないという部分については、130万未満の即決工事で行いまして、そのほかの130万以上の一般工事については、その優先順位の中で決めて工事を進めていくという形で考えてございます。そういう形で要望の処理については進めているということでございます。

以上です。

**○委員（谷津由尚）** 緊急性、公共性があるかどうかで、もうちょっと具体的な判断基準を聞きたかったんですけど。では、その次の質問は、現場確認に行かれると、当然だと思うんですが。例えば、その現場確認はどこまでマニュアル化されていますか。例えば、水たまりが多くて、その雨の日に歩くと必ず水を車からかけられるという要望があつて、その舗装をやり直してほしいという要望があつたときに、例えばですよ。ちゃんと雨が降る一定量降って水がたまっているときに見に行かれてるのか、晴れの日に行かれてるのか、歩いて行かれて確認されているのか、ちょっとそこを教えてください。

**○建設維持課長（永田一朗）** 現場で一応要望のある箇所については、ほとんど雨が降った後にそういう要望等がございますので、その要望のときには、その雨の状況で、その状況というのはなかなか難しいです。その後にまた大雨等が降るときを機会をあわせて現場で立ち会うような形で、そういう要望者のほうとも確認をするとか、そういうことを行っております。

**○委員（谷津由尚）** ちょっと何でこういうふう質問したかと言いますと、実はある自治会長から、それは市の建設部のほうにお願いしてくださいということで、私が資料をつくってあげてお願いをした経緯があったところなんです。実は小学生、中

学生が合計200人以上通学する道路で、雨の日が非常に、道路の表面が非常にでこぼこになって、もう水たまりがひどいわけですよ。距離が200メートルちょっとあると思うんですけど。それをお願いした際に、ここをやる必要はないという判断をいただいたんです。そのやっぱり小学校1年生とか、四、五人で歩くと当然はたがってあるいて、そこを車がよけて通ろうとすると、当然もう水をはねちゃうわけですね。するとぬれるわけですよ。ある程度もう不可抗力なそういうものも非常に起こっている中で、今言いました緊急性とか公共性というのは一体どこに判断基準があるんだろうと思ってるんですけど、その通学路で200人以上が利用して、自転車も多い、歩行者も当然多い。車の通行量も非常に多い。そういうところというのは、やっぱり優先順位的には低いという判断になるんですか。

**○建設維持課長（永田一朗）** 今、谷津委員のほうで説明された部分については、公共性についてはそういう形で、交通量が多い場所だったりとか、あと児童の通学路になっていると。そういう箇所については、公共性については高いという形で判断してございますので、済みません、谷津委員のほうで説明された箇所がうちの職員のほうで判断の中で、これはできないというお話を伺いましたんで、後でもってまた詳しい場所を教えていただいて、そこについては、また判断をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

**○委員（谷津由尚）** ですから、もちろん後でまだ話をさせていただきたいんですけど、この場で私がお聞きしたかったのは、本当に判断基準がきちんと明確になってるんですかということをお聞きしたかったんです。それと現場確認がきちんとされてるんですかということをお聞きしたかったんです。

その緊急性とか、私の中では、小学生が200人、300人通るところで、通行量も多い。非常に道路が荒れてる。キャリーバックなんか引いて歩けんところですよ。そのぐらい荒れてます。そういうところが緊急性がないというんだったら、一体どこが緊急性があるんだろうという、私の中ではそういう判断をしてるんですけど。これは、以前、以前の建設部長にどういう判断基準なんですかということをお伺いして、それを全部私は聞きました、そのときに。その判断基準で私も自分の中で処理をして、これは必要だという件はお願いをするというスタンスでおるんですけど。

ですから、なぜそれを断られたのかという、自治会長からお願いした、そういうのは関係ないですから、その辺の判断に非常に誤差がないのかということをお聞きしたくて、こういう質問したんですが、これについて何か答弁がありますか。場所に、具体的については後で言いますけど、この委員会が終わってから言いますけど、今私が質問した件で何かありますか。

**○建設維持課長（永田一朗）** 皆様から要望を受けた部分については、要望処理のそういう基準等をつくって、そのフローチャートに基づいた形での処理というのを建設維持課の中ではやってございます。

緊急性、施工を要する事由ということで迂回路がないと、これ書いてございます。迂回路がない箇所、あと通学路、道路幅員が狭くて危険な箇所、あと災害関係の工事である。あと突然の事故、故障、陥没等、あと家屋移転補償協議によるもの。あと隣接する耕地の作付時期との調整によるもの。これについて田んぼの話になります。あと第三者の安全確保が必要なもの。あと他の工事等の関連によるもの。これについては、国の事業、あと県の事業。あとうちの市の中でも、うちは建設維持課ですけど、他の課の工事に係るものということでございます。そういう部分については、緊急性があるという事案でその要望については実施してございます。

**○建設部長（泊 正人）** 今、谷津委員のほうからありました現場に行ったときに、現場を見て、これは改修が必要、いやこのままでいい。その判断基準ということなんですが、明確に何センチ水がたまっておけばしなさいとか、何センチひび割れがあればやりなさいという、そういうのまではつくってありませんけれども、課長代理、グループ長、主任、担当という形でおりまして、それぞれ歴代、維持管理におきましては、そういう修繕に関する判断というのは指導はしてきたつもりであります。

1,000件を超える中で80%ほどは毎年処理をしてるというのがありますが、先ほどのその件は、まあまあ置いておいて、ある程度担当レベルでもここは危ないというのは、判断ができると思っておりましたが、まだそういうのがあるということで、もう少し課内でちょっと詰めてみないといけないなと、今思ったところです。

具体的には、担当が見に行っても、グループ長に報告し、課長に報告して決裁でやっていくわけです

けれども、そんな中で、仮にそこに水がたまるのであれば、側溝にふぐあいがあるのか。だったら、脇の路肩のほうの土砂除去をしないといけないだろうとか、側溝を新たに入れかえなければならないだろうとか、あるいはわだちで、もう路面が低くなっているんだったら舗装を打ち変えたり、オーバーレイという形をとらないといけないとか、そういう技術的なところが不足してたんだろうと思いますので、そこについてはしていきたいと思いますが。さっき本会議で瀬尾議員のほうからアセットマネジメントという質問もありました。そういった中では、瀬尾議員が求めてらっしゃるのは、谷津議員がおっしゃるような、そこまで判断基準というのを持っておけば、こういう事態にも至らないんじゃないかということで、できるだけそういう理想に近いアセットマネジメントに近づいていかないとけないんですけれども、もう少し職員間のスキルちゅうのが上がっていかないとけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、もう少しこの件については検討させていただいた上で、再度ちょっと報告をさせていただきたいと思います。

○委員（新原春二）ポンプ場の関係なんです、それ先ほど31カ所土木の関係があって、あと工事の関係が19カ所ですか、あるわけですが。非常にこのポンプがあって、薩摩川内市は浸水がなくて非常にありがたく皆思っているんですけれども。ポンプが座ってから非常に長い経過をされてますし、長寿命化計画も含めてやるんだろうと思いますけれども、このポンプ場、建設維持課が管理されて31カ所のポンプ場の長期的な展望、長寿命化計画ちゅうのは、どのようなものでされて、年に30カ所ですから、1年に1件ずつかけても31年かかるわけですね。そんな一、二万でできる話じゃないので、何億ってかかる品物なんです、そこ辺の長寿命化計画ちゅうのはどういうふうになってるんでしょうか。

○建設維持課長（永田一朗）排水対策工事ということで、内水対策中長期ビジョン、それを一応策定してございます。その中で、まずは平成27年度までにつきましては、中郷の上貫観音の斜樋の設置だったりとか、あと中郷の区画整理事業の中の既設の下水路の接続、これにつきましては、中郷側から中郷ポンプ場へのそのバイパス水路の整備、あと上五代につきましては、その排水路の整備というものをやってきております。

この計画の中で、既存の今そのポンプ場がございます。そのポンプの中の修繕というものがなければということで、それをまた計画の中に入れ込んでございますので、その長期の中で、その部分については、また、変えていくという形で考えてございます、修繕を行っていくという形で考えてございます。

○委員（新原春二）ポンプは、私も何回も見にくんですが、極めて古いんですよ。もう博物館に行くようなポンプもありますよ。こういったものはどのぐらいの寿命があるか、私らも事例的にわかりませんけれども。こういうものをポンプ場のポンプ機、ポンプを変える、そういった寿命的な計画というのは、今度はここを新しくしますよとか、何月にはここを新しくしますよ、そういうようなものがあるんですかね。そこら辺をちょっとお知らせください。

○建設維持課長（永田一朗）済みません。この件については、城之下グループ長にちょっと説明させます。

○主幹兼建設管理グループ長（城之下誠）済みません。建設維持課の城之下です。

ポンプ場につきましては、これまでも発電機とポンプとありまして、基本的に発電機のほうが古くなってきた部分については、新しく更新をしてきております。ポンプにつきましては、ポンプと発電機両方ある。ポンプにつきましては、そのまま年間に毎年、点検業務委託をしております、年間6回、2カ月に1回ずつポンプを点検する人、業者、それから、発電機関係の電気関係を点検する者、それぞれで交互に毎月点検をするようにしておりますので、ポンプについてのその異常というのがもしあれば、その点検の時点ですぐわかるようにはしております。

ポンプにつきましては、オーバーホールという形で必要があれば、動きが悪くなった場合は、オーバーホールをするという形の今は計画ですとっておりますので、何年でどうなるっていうのを今のところでは考えてない形です。

ただ、発電機につきましては、もう耐用年数が相当古いものについては、超えていくという形になりますので、そういうものについては新しく更新していくという形で今は実施しております。

○委員（新原春二）要望にしたいと思うんですけど、発電機は発電機で、もちろんそんなに高い――

ポンプとすりゃ高い、品物じゃないと思いますから、そういうのは更新をされていくんですが。ポンプに関しても、やっぱりそういうようなものも長寿化で、やっぱり計画的に変えていくようなことにしないと、一旦とまれば、そこが浸水しますので、もう大変なことになるわけですので、そこら辺も含めて、今後検討されるように要望します。

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で、建設維持課を終わります。御苦労さんでした。

ここで、都市計画課も来ていらっしゃいましたけど、ちょうどお昼になりました。13時から再開しますので、よろしくお願いします。

~~~~~

午後0時 休憩

~~~~~

午後1時 開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）休憩前に引き続き会議を開きます。

△都市計画課の審査

○委員長（宮里兼実）それでは、都市計画課の審査に入ります。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）まず、審査を一時中止してありました、議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎）議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、都市計画課に関わる歳出について御説明申し上げますので、予算に関する説明書（第8回補正）の32ページをお開きください。

8款5項1目都市計画総務費の説明欄をごらんください。

1項都市計画総務費において、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴う、本市職員の給与に関する条例等の一部改正に合わせて、一般職員11名分の職員給与費等を57万円を増額するもの

でございます。

なお、歳入予算の都市計画課に関わる今回の補正はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで議案第61号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市一般会計予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

○委員長（宮里兼実）部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、都市計画課にかかわります平成28年度当初予算概要について御説明をいたします。

都市計画課におきましては、歳出総額を6億7,997万円措置しております。川内川市街部改修事業と同時に進めております中郷五代線整備事業をまだこのまま進めてまいります。

また、景観推進事業におきましては、これまで、指定されております重要景観施設の維持管理の補助を充実したいというふうにしておりまして、魅力ある景観形成に努めてまいりたいと考えております。

また、川内駅周辺地区の駐車場管理事業としまして、西口駐車場の、立体駐車場の屋上の防水工事を行うことといたしております。

また、公共サイン事業におきましては、不足している箇所や、要望の多い箇所の案内板設置等を進めてまいります。

詳細につきましては、課長のほうから説明がございます。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）次に、当局に補足説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎）議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算の都市計画課に関わる予算について御説明申し上げます。

初めに歳出について御説明いたしますので、予算

調書の208ページをお開きください。上の部分です。

8款5項1目都市計画総務費、事項、都市計画総務費は、都市計画事業に係る経費であり、事業費は1億1,246万3,000円でございます。

経費の主な内容は、都市計画関係の一般職員11人分の職員給与等のほか、平成26年度から2カ年で見直し、策定いたしました都市計画マスタープランの計画書及び概要書の印刷、川内市街部改修事業に伴う用途地域変更に係る図書作成業務委託等、並びに公共施設等への誘導、案内のための公共サイン設置工事が主なものとなっております。

次に、同じページの下の部分でございます。

同じく1目、事項、川内駅周辺地区駐車場管理費は、川内駅西口駐車場等の管理にかかわる経費であり、事業費は3,484万円で、債務負担行為として設定している指定管理に伴う管理代行委託のほか、屋上駐車スペース等の劣化が激しい川内駅西口駐車場の屋上部分について、施設の長寿命化と、利用者の利便性向上を図るための防水塗装工事が主なものとなっております。

次に、209ページをごらんください。上の部分でございます。

同じく1目、事項、屋外広告物管理費は県からの権限移譲に伴う屋外広告物に関わる経費であり、事業費は237万4,000円で、建築士業務嘱託員1名分の報酬が主なものとなっております。

次に、同じページの下の部分でございます。

同じく、1目、事項、景観推進費は、景観提案制度等の運用、景観形成活動への支援、啓発など、景観形成の推進に関わる経費であり、事業費は179万4,000円で、景観学習用景観かるた等の増刷、景観重要資産、案内板設置工事のほか、地区コミュニティ協議会が実施する、景観重要資産等の整備及び維持管理に関する事業5件に対する景観整備事業補助金が主なものとなっております。

次に、210ページをお開きください。

8款5項2目街路費、事項、中郷五代線整備事業費は、交通量の分散化と市街地における安全性の確保を図るため、大小路地区引堤事業と一体整備する都市計画道路中郷五代線整備事業に係る経費であり、事業費は5億2,850万であります。

経費の内容は、平成27年度に継続費として設定いたしました、肥薩おれんじ鉄道との立体交差部工事委託、平成23年度に債務負担行為として設定し

ている、中郷五代線用地取得に関わる土地購入費、平成26年度から着手しております中郷五代線道路築造に係る国土交通省九州地方整備局へのつけかえ道路受託合併工事負担金が主なものとなっております。

次に、歳入について御説明いたしますので、前に戻っていただきまして59ページをお開きください。

都市計画に係る歳入予算の主なものを御説明いたします。

1番目の14款1項使用料6目土木使用料、予算額2,850万円は、都市計画使用料で、川内駅西口駐車場等に係る市営駐車場使用料でございます。

次に、3番目の15款2項国庫補助金6目土木費補助金、予算額2億5,767万5,000円は、都市計画事業補助金で中郷五代線整備事業の肥薩おれんじ鉄道立体交差部工事委託及び土地購入費、並びに受託合併工事にかかわる社会資本整備総合交付金であり、活力創出基盤整備分の補助率は55%となっております。

以上で、議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算の都市計画課分の説明を終わります。

よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）西口駐車場の屋上防水塗装工事となっておりますが、これは継続でずっとやってるんですか、それとも何か事故があつてそういう工事費が必要になってくるんですかね。どうですか。

○都市計画課長（山村昭一郎）屋上の防水の施設につきまして、西口駐車場を平成16年に供用開始してございます。そのときに、防水処理をしておったんですけれども、今回、側溝の部分の、側溝に鉄があるんですけど、底の部分が剥がれてきたり、これまでもひび割れ等がございましたので、ちょくちょく維持的に補修をしてきてございました。

ただ、どうしてもそれがちょうど継ぎはぎがちょっと多くなってくると、そこに段差ができたりだとか、そういうふうなものがあるというふうなところから、今回、全面的に1回張りかえて、施設の長寿命化という観点も含めて、防水処理の張りかえを行いたいというふうに考えておるところでございます。

○委員（新原春二）あそこの屋上は、余り駐車台数は少ないんですよね。

4階まで入れるようなスペースで査定をしてあるのか、いつも行っても、あそこは大体空いてるんですけど、下は3階までは全部詰まってるんですけど、4階のあの屋上分は詰まってない、従って、あそこは台数に入っていないのかなと思ってんですけど、ラインは引いてあると。

満車になってるんですけど、上は空いてると。また、月極めもあるんでしょうけども、そこら辺の実態はどうなってるんですか。

余りたくさん利用があるもんだから、それで割れたとかいうのであったら、利用はわかるんですけど、そういうのもないのでそこ辺の実態はどうなってる。

○都市計画課長（山村昭一郎）基本的には屋上部分も含めての駐車台数となっております。

今、委員おっしゃられたとおり、どうしてもその月極めの部分がございまして、月極めはその1階のどこかっていうふうなことで決めていないというふうなところから、皆さんやっぱり下のほうからとめていって、どうしても月極めでその日たまたまとめなかったというふうな方たちがどうしても上に追いやられてしまうということで、屋上部分が結構空いてるというふうなところで見えるところもあるとは思いますが。

基本的には、屋上部分を含めての駐車台数管理になってございます。

○委員（新原春二）そこで修理の関係なんですけども、ことが初めてじゃないと思うんですけど。10年経過をするんですけど、そこら辺で今までのそういう防水工事の経過というのはどうなんですか。

○都市計画課長（山村昭一郎）基本的に、今回のように全面的張りかえっていうのは、今回が初めて、平成16年以降では、張りかえは今回が初めてでございます。

例えばでございますけど、昨年度もちょっとパッチ的にひび割れが起きてたところを補修するというふうな工事、補修はその都度ちょっとやってきてるというふうなところでございます。

○委員（新原春二）要望なんですけれども、非常にあそこは使い勝手がよくて、利用台数も結構多いんですけど、ぜひそうした雨漏りとか、今はないんでしょうけども、そうした排水工事はぜひやらない

といけない、年次的にも12年なってますから、やらないといけないと思いますので、ぜひ市民の利用が多いところですので、ぜひそこはきちんとやっていただきたいと思っています。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○委員（谷津由尚）中郷五代線の件で、肥薩おれんじ鉄道のところの立体交差部というのは、今から大変な工事に入っていかれると思うんですけど、今、駅前の横馬場・田崎線のところのアンダーをやったときの工事と同じ工法でされるのですか。

○都市計画課長（山村昭一郎）基本的には一緒というふうなところで、推進工法で掘り下げていくような形での工法になってございます。

○委員（谷津由尚）今アンダーを通したそのところがJR、肥薩おれんじ鉄道さんと非常にその話が長引きまして、結果的にその工期が非常におくれたという経緯があるんですけど、この中郷五代線については、そん辺はどうなんでしょう。

○建設部長（泊 正人）同じ、鉄道事業者との協議になります。横馬場・田崎線については、JR貨物もありましたので、JRとおれんじ鉄道と2社とやってみました。駅の構内でしたので、複数線ありまして、距離も長かったんですが、今度の中郷五代線は単線ですので、かなり工期も短縮できて、今、川内川河川事務所も入った3者協定でやっておりまして、しっかり協定も結ばれておりますので、前回ほど増額とか、工期が延びるというようなことはないというふうに考えております。

○委員（谷津由尚）今の時点で、この中郷五代線、国道3号線の接続部分まで含めて大体いつぐらいまでみたら行けるだろうというめどがたっていますか。

○都市計画課長（山村昭一郎）一応、今のところ事業認可としては、平成31年度を予定してございます。

平成31年度末での完成を目指しているというふうなところでございます。

あと、合わせまして先ほどのおれんじのアンダー部分ですけれども、そこにつきましては、今年度継続費を設定させていただいて平成27年、平成28年、平成29年、平成29年度末での完成を目指しているというところでございます。

○委員（川畑善照）工法としては一緒なのかも、アンダーになるのはわかるんですけど。こちらの横馬場・田崎線の場合はコンクリートをば、ピストンで

何本かのピストンで押していったやり方でしたよね、その工法なのかということと。もう1点は、この土地購入費は、まだまだ続くんですかね。今何%。

○都市計画課長（山村昭一郎） 推進工法については基本的に同じような考えでやっていきますというようなところと。あと、土地購入費ですけども、現在進捗としては90%でございます。来年度で一応、土地購入費としては完了させるというふうなところで今動いているというところでございます。

○委員（川畑善照） 土地購入費はこれで終わりということですよ。

あそこの一番最後がイーグルかな、カラオケですよ。もうあそこはこの中に入っているわけですよ。もうこれで終わり。

○都市計画課長（山村昭一郎） カラオケ屋さんのイーグルさんにつきましては、もう契約は終わっております。来年度あそこは移転した後に、更地になった状態で土地開発公社が購入して、うちが開発公社のほうに支払うというふうな流れになってございます。

委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第70号にかかわる審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実） 次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○都市計画課長（山村昭一郎） 所管事務調査につきまして、薩摩川内市都市計画マスタープランの最終案につきまして、委員会資料別冊で御説明、報告させていただきたいと思っております。

まず、全体的な作成スケジュールにつきまして御説明したいと思っておりますので、概要版の最終ページをお開きください。

作成の流れといたしましては、現況の整理、それからアンケート調査を踏まえて、課題の整理を行い、全体構想、地域別構想、実現化方策を各々検討し、合わせて各段階におきまして地域住民に参加いただいた10回のワークショップのほか、庁内の関係課による会議や、学識者等による4回の策定委員会、都市計画審議会等を開催し、最終の案となりました。

そこで今回報告をさせていただくというふうなところでございます。

では、今回の内容につきまして、この概要版の資料に沿いまして御説明させていただきます。

まず1ページ目でございます。

マスタープランの4項目の役割、それから策定概要として、見直しに至った経緯、計画の位置づけ、20年後を目標とする目標年次、都市計画区域が対象区域であることを記載しております。

続いて2ページに都市づくりの基本理念と、基本方針を記載しております。

これにつきましては、現在のマスタープランの目指すべき方向性は、現時点においても変わっていないということで、若干の文言の修正はありますが、現在の計画案を踏襲しているといったところでございます。

続いて、3ページと4ページに、都市づくりの進むべき姿を記載しております。

全国各地で、コンパクトなまちづくりを進めているところでございますけれども、なぜコンパクトなまちを目指すのかといった部分の理由、それからそれによるメリットといったところを3ページのほうに記載しております。

都市の活力を維持、創出し、持続可能な都市構造とするためにも、都市施設の集約を行い、歩いて暮らせるまちとすることが必要であり、例えば、市民としては公共交通機関を利用して、高齢者を初め、誰もが歩いて買い物や病院に行くことが可能であるとのメリットがあり、事業者、行政にも同様にメリットが考えられるために、当市においてもコンパクトなまちづくりを目指すこととしております。

4ページでございます。

薩摩川内市の目指す姿としては、多極ネットワーク型コンパクトシティを目指していきたいと考えております。

イメージとしては、図のほうにございますとおり、中心市街地のような都市拠点や、旧町の役場付近の地域拠点など、幾つかの拠点を設定して、その間を公共交通機関で結ぶというものでございます。

次に、拠点の考え方でございます。

中心市街地については、都市拠点とし、生活サービス機能の充実及び公共交通ネットワークの再構築による機能強化を図り、北薩地域の陸の玄関としてふさわしいまちづくりを図っていきたいと考えてございます。

次に、旧町役場付近や市比野温泉街付近など、公共施設等が集積する地域を地域拠点とし、各地域の

特徴を生かした拠点の形成を図ります。

また、その他の拠点といたしましては、川内港ターミナル周辺については、重要港湾川内港や、西回り自動車道の広域交通体系の利便性を生かした流通産業拠点、総合運動公園については、災害時における避難所としての機能充実を図る広域的な防災拠点、市民病院周辺についても災害時に広域的な防災医療を担う機能を生かす防災医療拠点とし、その形成を図っていきたいと考えてございます。

今回のマスタープランの見直しにおいて、各拠点の形成の考え方を示したことが一番大きな見直し点というふうに考えてございます。

次に、5ページから8ページにかけまして、全体構想における方針及び都市構想イメージ図を記載しております。

項目につきましては、上位計画である都市計画区域マスタープランとの整合を図る必要があることから、7項目に分類しており、その7項目のうちの中でまた記載している方針に沿いまして、まちづくりを進めていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、9ページから12ページが地域別構想となっております。

地域別構想については、まず地域の区分について、現在の土地利用の形態、旧町単位による地域構造を基本に、将来の都市構造を見据え、七つの地域に分類してございます。

次に、各地域の方針について9ページ下段の川内西部地域を例に御説明いたします。

まず、目標像でございますけれども、地域の特色や目標を住民が参加したワークショップで議論し、西部地域については、豊かな田園地帯、海産物、広域交通網というふうなところから豊かな自然と田園に恵まれたソフトに、陸の流通・交流を生み出すまちという目標像を設定してございます。

また、図の中の引き出しの方針につきましては、地域の特徴的な方針を示しているところでございまして、西部地域につきましては広域交通網を生かした流通産業拠点としての基盤整備及び企業誘致の推進や、各インターチェンジ周辺における土地利用の方針を記載しているところでございます。

このような考え方にに基づきまして、7地域全てを整理しているといったところでございます。

次に、ちょっとページを振ってなくて申しわけないんですけども、最後の先ほどのフロー図の前のペ

ージでございます。

このマスタープランの推進について記載をいたしているところでございます。

都市づくりの推進体制としては、市民、事業者、行政が連携を図って推進していくこと、制度の活用を図っていくこと、また、進行管理については、定期的な点検を図り、それに基づき柔軟な計画の見直しを図っていくこととしております。

簡単ではございましたけれども、都市計画マスタープラン案の概要の報告は以上でございます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これを含めてこれより所管事務全般について質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（谷津由尚）今、都市計画マスタープランの仕組みをありがとうございました。

1点なんですけど、企画政策部で出しています定住自立圏共生ビジョンの第2期目はというと、私は概念の部分で相違点が出てくると思うんです。

例えば、医療とか、そういうものが中心部にあって、そこそのインフラを整備するという向こうのそういう基本概念なんですけども。このコンパクトシティということをいうならば、各地域拠点ごとにそういう施設もあると、歩いて行ける距離にあるという、非常にその辺が相違点となると思うんですが、そこはちょっと企画政策部とは調整はもう終わってますか。

○都市計画課長（山村昭一郎）基本的に、関係部署、当然のことながら企画政策部企画政策課とも協議をしながら、これは作成をしてくれているといったところでございます。

今、委員のおっしゃられた病院関係ですね。病院関係につきましても、当然、各拠点ごとに、例えばこの中心市街地部であれば大病院、それから地域拠点についてもその地域の医療を充実させるための地域医療みたいな形の病院をつくっていくというような、各拠点ごとに当然のことながらそういう病院、それから商業施設、その大小はございますけれども、を整備していくと。整備っていうか配置、推進していくというふうなところの考え方につきましては、企画政策課のほうとも十分調整しながら、今やってくるというところで作成してきたというようなところでございます。

○委員（新原春二）コンパクトシティについては、いい考えだと思うんですけども、もう合併して12年を経過をして、それぞれ支所統廃合も含めて、え

らい議論になってるんですが。旧川内市の中にも隣接の町っちゅうのはあるわけです。

そういう意味では、全体的なコンパクトシティの中で、こういう地図を見ればわかるんですが、各支所があるところについては、地域の拠点都市ということでわかるんですけど、旧川内市の中にあっても、それなりのものがあると思うんですね。

それが、隈之城なんかやったら1万2,000人いるんですよ。それで、何も点数がついてない。あるいはまた、水引であったにしても、西方にあったにしても、何もついてない。ただ、旧川内市の置き去りにされてるんじゃないかというきらいがあると思うんですけど。そこら辺の各支所があったところはもちろん、それなりのものは当然必要なんですけど、旧川内市にあった中で高江でありますとか、そういうところは結構、人口的にもあるわけですね。

そういうようなところの考えというのはどんなふうに考えてらっしゃいますか。

○都市計画課長（山村昭一郎） 基本的に、例えば旧川内市で申しますと、今委員おっしゃられたとおり隈之城の方面にもかなりの人口いますんで、南部のほう、高江のほうにもかなりの人口がいるっていうふうなところで、そういうふうな皆さんの人口、例えばこの川内の市街部に全部集めるということは基本的に不可能でございます。

今後、この考え方につきましては、拠点として整備する、そこに全てを集めるっていうふうな意味合いではなくて、そこにいてあとは拠点の付近にも例えば将来的にいったら集落というか、固まっていかなければならないと、そこをまたミニデマインド交通というか、そういうので結んでいくというような考え方でございます。

といった意味にいったら、当然、今おっしゃられた隈之城、この川内地域の中でもその隈之城、多いところが今ほったらかしにされてるというふうな意味合いではなくて、そこではその拠点を、集落という拠点を形成していくっていうふうな形でまちづくりを今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。

当然のことながら、なかなかちょっと難しい部分はございますけれども、そこにもう集落をつくって、どういうふうにネットワークをさせていくかというところを充実させていかなければ今回の計画というものは成り立っていきませんので、そういうような関係部署と十二分にはまた調整をしていき

たいというふうに考えているところでございます。

○委員（新原春二） そうであれば、特段にまだそういうマークをしていくのであれば、旧川内市のところにマークもしてもいいんじゃないかなうかと。そこにマークがなければ、何もマスタープランですから、あとの施策はなっていないわけですよ。例えば地域拠点であった場合、入来なら入来、祁答院なら祁答院に地域にありますよと、そこに、これからまだいろんな施策が打ってこられるわけですよ。打ってこれるわけですよ。そこにマークがなかったら今からのプランっていうのは打ってこれないわけですよ、そこを私は言ってるわけですよ。そういう意味では置き去りにされていくんじゃないのと。隈之城は別にしても、まだ大きいですから、1万2,000人おるんですから、祁答院と入来とを合わせただけの人数はけっこうおるんですよ。人間はおるんだけど、例えば西方であるとか、水引地区だとか、そういうところは結構置き去りにされていくんじゃないか、そこを心配をしているわけですよ。

○都市計画課長（山村昭一郎） 例えばでいきますけれども、概要書の11ページをお開きください。

今の隈之城地域につきましては、この南部地域というふうなところに含まれておりまして、この南部地域においてもこのような施策をもとにまちづくり、都市づくりというものを進めていきたいというふうに考えているといったところでございます。

最初言われた、水引につきましては、戻っていただきまして9ページで西部地域のほうに含まれてございますので、このような考え方のもとにまちづくりを進めていきたいと、何もその全然置き去りにしているとかいう考えは全然こちらのほうではないところでございます。

○委員（新原春二） 要望ですけども、今、合併をして、だんだん人口は減りますけども、合併をして薩摩川内、大きな枠になるわけですから、もうお互いのそういう一体感を、醸成を、今まできたまちづくりというふうに言われてますけど。まだまだだと思ふんですけど。そうした一体感をするためには、やっぱりこれからそういうふうなものに目を向けていかなきゃならないのかな。

例えば甕島なら、甕島に終点を置くんだけど、それはそれとして、案外、旧川内市の人たちの中には「川内はうっちゃかれやせんか」と。「旧川内市はうっちゃかれやせんか」というようなものもありますので、地域の拠点がありますからそういう拠点

をたくさん置いて、したほうがいいのかなくなっていうような感じを持ちましたので、ぜひそういう面ではこのプランの中で補完をしていただきたいということ要望しておきます。

○委員長(宮里兼実)ありませんか。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮里兼実) 質疑は尽きたと認めます。

以上で都市計画課を終わります。御苦労さまでした。

△区画整理課の審査

○委員長(宮里兼実) 次に、区画整理課の審査に入ります。

△議案第57号 薩摩川内都市計画事業天辰第二地区土地区画整理事業施行条例の制定について

○委員長(宮里兼実) まず、議案第57号薩摩川内都市計画事業天辰第二地区土地区画整理事業施行条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長(川畑 稔) 議案第57号薩摩川内都市計画事業天辰第二地区土地区画整理事業施行条例の制定について御説明いたします。

それでは、議案つづりその2の57-1ページをお開きください。

提案の理由については、本会議で部長が説明されたとおりであります。

施行条例の内容ですが、57-2ページをお開きください。

天辰第二地区施行条例は、天辰第一地区施行条例をもとに作成しており、天辰第一地区と異なるところだけを御説明させていただきます。

第1章の第1条から第3条においては、天辰第二地区の趣旨、事業の名称、施行地区に含まれる地域の名称であります。

次のページ57-3ページをお開きください。

第10条でございます。審議会の委員の定数については、土地区画整理法の57条の規定により、施工面積50ヘクタールから150ヘクタール未満の場合、10名から15名となっており、天辰第二地区におきましては、施工面積約50.9ヘクタールであることから、審議会の委員を10名としております。

天辰第一地区の審議委員は15名であります。

その他施行条例については、天辰第一地区の施行条例と同じでございます。本条例は平成28年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案資料の3ページをお開きください。議案資料でございます。

天辰第二地区の事業計画概要を説明させていただきます。

名称につきましては、薩摩川内都市計画事業天辰第二地区土地区画整理事業、施工面積約50.9ヘクタール。

事業期間が平成28年度から平成42年度、15年間でございます。

計画人口1,960名、減歩率33.27%でございます。

公共減歩が28.14%、保留地が5.13%でございます。

総事業費が91億5,200万円でございます。

現在、国と協議中でございます。

今後のスケジュールについてはお目通しください。

その他でございますが、薩摩川内市特別会計の条例の一部を改正し、天辰第二地区土地区画整理事業会計を設置するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長(宮里兼実) ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮里兼実) 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮里兼実) 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(宮里兼実) 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第65号 平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、議案第65号平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第65号平成27年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。

まず、歳出のほうから御説明申し上げます。

予算書、予算に関する説明書の83ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費23万7,000円の補正につきましては、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正により、本市の給与に関する条例の一部改正に合わせて人件費を補正要求するものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げますので、前に戻っていただき82ページをお開きください。

5款1項1目一般会計繰入金23万7,000円は歳出の補正に伴う、財源調整に伴い増額するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算のうち、区画整理課のかかわる一般会計補正の予算の歳出について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の32ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理総務費であります。備考欄をごらんください。

天辰第一地区土地区画整理事業特別会計の補正に伴い、一般会計からの繰入金23万7,000円を増額するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第61号一般会計補正予算の審査を一時中止します。

△当初予算の審査

○委員長（宮里兼実）次に、平成28年度予算の審査に入ります。

○委員長（宮里兼実）まず、部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、区画整理課の平成28年度当初予算について概要の説明をいたします。

区画整理課におきましては、一般会計ベースで歳出総額を5億1,882万円と措置をし、終盤に差しかりました天辰第一地区の整備を引き続き進めることといたしております。

また、いよいよ新規事業といたしまして、天辰第二地区の事業化に向けた作業に入っております。

本会議で御提案いたしましたとおり、特別会計を立ち上げ、換地設計や測量設計の委託業務の予算を措置させていただきました。

なお、一地区と二地区の区域界に生じます段差や浸水想定箇所の不安解消のため、関係機関との協議を急ぎ、早い段階で工事着手できるように努めてまいります。

詳細につきましては、課長のほうから説明がありますので、よろしくお願いいたします。

△議案第77号 平成28年度薩摩川内市
天辰第一地区土地区画整理事業特別会計予
算

○委員長（宮里兼実） それでは、議案第77号平
成28年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理
事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔） 議案第77号平成
28年度薩摩川内市天辰第一地区土地区画整理事
業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算内につきましては、歳出のほうから御説明申
し上げます。

予算調書の296ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費は、天辰第一地
区土地区画整理事業にかかわる経費として、3億8、
174万3,000円を計上しております。

経費の主な内容ですが、一般職4人分の給与費及
び建物等補償業務担当として、建築士業務嘱託員の
報酬ほか、測量設計業務委託として笹脇墓地移転計
画作成、仮換地指定変更業務委託等1,130万円、
第2三堂橋上部工及び上下部工及び道路築造工事
及び造成工事に3億2,500万円、職員厚生会負
担金としまして、2万6,000円、工作物等移転
補償費としまして、水道管移転補償、電柱移転補償
費に1,550万円を計上しております。

次に、同じく296ページの下の欄をごらんくだ
さい。

2款1項1目公債費元金は、天辰第一地区土地区
画整理事業で借り入れた長期債の償還元金として
2億5,728万5,000円を計上しております。

次に、297ページをお開きください。

2款1項2目長期債償還利子は、天辰第一地区土
地区画整理事業で借り入れた長期債の償還利子と
して2,724万2,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書の295ページをお開きください。

1番目の1款1項1目事業収入5,000万円は、
保留地処分金を計上しております。

2番目の3款1項1目国庫補助金9,390万円
は土地区画整理事業費補助金であります。

事業に充当される補助金は、活力創出基盤整備事
業が55%、市街地整備事業が40%となっております。

3番目の4款1項1目県補助金346万4,00
0円は土地区画整理補助金で、県管理道路整備にか

かわる補助金を計上しております。

4番目の5款1項1目一般会計繰入金4億8,0
29万6,000円は、国庫補助金及び市債の充当
額を除いた天辰第一地区土地区画整理事業費、並び
に長期債の償還利子元金及び利子に充当する一般
会計からの繰入金であります。

5番目の8款1項1目土地区画整理事業債3,8
60万が国庫補助事業にかかわる合併特例債であ
ります。充当率は95%です。

6番目の9款1項1目土木使用料1万円は、電柱
等の道路占用料に伴う行政財産使用料として収入
するものであります。

次に、地方債について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の275ページをお開きく
ださい。

第2章地方債では、当該土地区画整理に伴い、合
併特例事業債を借り入れることが、地方債の限度額
起債の方法、利息償還の方法について表に記載のと
おり定めようとするものであります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願い申し
上げます。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明があり
ましたが、これより質疑に入ります。御質疑願いま
す。

○委員（新原春二） 第一区画がほぼもう終わって
いくんですけども、予算のところで5,000万
円の保留地処分が出てますよね。この内訳がなんで
すけど、大体何筆ぐらいの処分ができるのか、総体的
に言えるのであれば、そこらの評価額をわかった
ら教えてください。

○区画整理課長（川畑 稔） 現在の保留地の一
般保留地ですが、9件の5,798万円を予定して
おります。

また、一般保留地の未収入分でございますが、3
億5,000万程度あります。

造成をして、また今後販売するということと、付
け保留地等も含めてでございます。

残保留地につきまして4億5,000万程度あり
ます。

金額につきましては、約平米の2万4,000円
程度でございます。

平成27年度の実績が4,800万円の保留地処
分金が入っております。

○委員（新原春二） 平成28年度については、9
件の5,798万円ということですね。

総体的に4億5,000万保留地があるということですね。最終的にこれはまだ処分をされていくんでしょけれども。これで言いたいのは、第一地区の今までに、処分をされたところ、結構高めで入ってましたよね。民間の売値については、かなり安かったということで、そこ辺のギャップが二、三万、坪単価であったんだろうと思いますけど。そこら辺の高く売ればもちろんそのほうがいいんですけども、民地が安くてどんどん売れていくので、そういった調整、民間民地、民間の販売価格と、この事業での販売価格の整合性、そういうものはどう考えていらっしゃるんですか。

○区画整理課長（川畑 稔） 保留地処分につきましては、昨年度も鑑定を入れまして評価額を決めさせていただきまして販売をさせていただいたところで、民間ベースとほぼ似通った価格で販売をしているところです。

○委員（新原春二） 本当ですか。

○区画整理課長（川畑 稔） はい、昨年度、鑑定を入れまして価格の変更をしております。

○委員（新原春二） 去年、変更したわけですね。去年、最初売り出しのときには、二、三万、相当な差があって売れないよっちゅう話でしたので、そこ辺は考慮されて、できればもう早い時期に販売をされて、数値がとんとんいくようによろしく願います。要望しておきます。

○委員長（宮里兼実） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第78号 平成28年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第78号平成2

8年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔） 議案第78号平成28年度薩摩川内市天辰第二地区土地区画整理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

予算の内容につきましては、歳出のほうから御説明いたします。

予算調書の299ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費は、天辰第二地区土地区画整理事業に関わる経費として、7,060万円を計上しております。

経費の主な内容は、土地区画整理審議会委員、評価委員の報酬、一般職一人分の給与費とか、測量設計業務委託として、換地設計委託、工事实施設計業務を6,100万円、職員厚生会負担金8,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明申し上げます。

予算調書の298ページをお開きください。

1番目の3款1項1目国庫補助金3,080万は土地区画整理事業費補助金でございます。事業に充当される補助率は55%となっております。

2番目の4款1項1目県補助金175万1,000円は土地区画整理補助金で県管理道路整備にかかわる補助金を計上しております。

3番目の5款1項1目一般会計繰入金3,804万9,000円は、国庫補助金の充当額を除いた天辰第二地区土地区画整理事業費に充当する一般会計からの繰入金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算のうち、区画整理課にかかわる一般会計予算の歳出について御説明いたします。

予算調書の211ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理総務費は、天辰第一地区及び天辰第二地区土地区画整理事業特別会計の繰出金にかかわる経費として5億1,880万4,000円を計上しております。

経費の主な内容は、田麦公園管理に係る便所光熱費及び定期検査手数料並びに清掃等業務委託料を計上しております。

また、まちづくり情報交流協議会費、まちづくり区画整理協会費、並びに九州ブロック都市計画再生整備計画事業研修会負担金を計上しております。

また、天辰第一地区、第二地区土地区画整理事業特別会計繰出金として5億1,834万5,000円を計上しております。

次に、歳入について御説明いたします。

予算調書の60ページをお開きください。

16款3項6目県委託金2万円は、権限移譲事務委託金として収入するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで議案第70号にかかわる審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○区画整理課長（川畑 稔）それでは、平成28年度の事業概要について、前のほうで図面にて説明させていただきます。

よろしくお願いいたします。

平成28年度ですけれども、先ほどから話が出てるんですが、天辰第一地区につきましては、平成28年度で段差以外はほとんど完了するということで、メインでございますけれども、残り橋梁が一つ、1本なんですけれども、第2三堂橋を本年度補助もらって整備をする予定でございます。

この周辺のところがもう整備が済むということと、新立山橋につきましては、3月の22日ごろから、橋梁の上部工をかけるということで現在事業を進めているところでございます。

あと、寺前古墳の周辺の道路の舗装、並びに河川等の整備、この16街区だけが残っておりまして、ここも整備すれば完了というような形でございます。

それから今、笹脇墓地の移転について、墓地管理組合と協議をしているわけですが、本年度今後どのようにするかということで関係者の方々と協議をしまして、方向性を決めていくというような形で調査委託を400万円程度計上させていただいているところでございます。

あと、2地区につきましては、先ほども部長のほうからも説明がございましたとおり、全体の50ヘクタールの換地設計と、それから実施設計も進めていくということで、今後、地権者と協議を進めながら仮換地の位置等に時間を要すると思います。

できましたら平成29年度から第1次の換地指定をとりまして、段差解消のところの整備を進めて、天辰一地区を完了するというような形で進めていくというふうに考えているところでございます。

簡単でございますけれども、平成28年度の事業概要の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員（谷津由尚）済みません、新立山橋がその上のほうにありますよね。今、おっしゃったところ。そうそこです。そこを通る道路というのは、外環状線に将来的なという位置づけですよ。

○区画整理課長（川畑 稔）はい、外環状線になります。

ここからこうつながって通るような計画で一応。

○委員（谷津由尚）ですよ。その第二工区が今その左側のオレンジの区画のところなんですけど。向こう15年間、その外環状道路は全然つながらな

いと。その地図からいくとそうなるんですけど。その外環状道路だけでも、その第二工区で通らない部分だけでも、その道路だけでも通すべきじゃないかなと思うんです。そうすることによって、ガード下くぐって、その堤防沿いにずっと走ってくる道路だけじゃなくて、そちらにもちょっと半分ですけど、外環状の役は果たせるかなというふうには思うんですよね、今から91億かけるわけでしょ。もうちょっとかけたら、そこ辺、通るんじゃないですか。どうなんですか。

○区画整理課長（川畑 稔） 基本的には、最終的には通さなくちゃいけないということで、地元説明会の中で三地区まで含めて計画、その中で道路もつくるといような、基本的な計画としてるんですけども。国との協議の中で事業期間を10年と、最長でも15年ということから考えたときに、河川改修と並行するということで、まずはこの50ヘクタールの整備をしようということで、ある程度方向性が決まった段階で三地区については地元と今後協議を進めていきたいということで話をしております。

当然、今、言われるように、万が一、三工区ができない場合でも、この都市道路だけは整備をせざるを得ないというふうには考えております。

○委員（谷津由尚） わかるようで、わからなかったんですけど。ですから、そぶっちゃけた話、第二工区の期間内に、外環状の半分だけでも通すと、その東郷にいくその路線までにぶつかるようには、その道路だけでは何とか整備できないのかなと思うんです。

でないと、新立山橋とかもったいないんですよ、橋梁かけるのが。

その可能性はどうなんですか。可能性はゼロじゃないんですか。

○区画整理課長（川畑 稔） 可能性はゼロではないです。

ただ、期間がかかるということで、基本的には通すというのが前提で考えております。

○委員（新原春二） 市道や要するに一番下のそれ。それぞれ。それは第一区でできますよね。第二区に移ると通っていくんだけど、基本的に今どんな工法でやっていくのかわかりませんが、その道路だけ早く二区が一番最初にその道路だけ早くつけるっちゃうことはないんですか。

○区画整理課長（川畑 稔） 基本的に道路だけ

というのは、ちょっと建物移転とかいろいろありますので、厳しいんじゃないかということで。こちらとしては一地区のほうから攻めていきたいということと。あと国との協議の中で、今後どのようになっていくか、できるだけ整備を早めに進めていきたいということで、公換金を活用しながら、この周辺を整備しながら押し出していくというような形になると思いますが。暫定的に道路を仮設道路とか、そういうのが可能かと思うんですが。あくまでもこの周辺にある建物をどういうふうに動かすかということと、なかなか国の補助が今、毎年、100%もらえない状況でありますので、予算をつけても、なかなか厳しいというような形でした。

まずは一地区を早めに済まして、清算までいきたいというのがこちらの考え方です。

○委員（新原春二） 引堤をずっとまたしていくんだけど、今まで大小路も一緒なんです。工事の進捗を決めて、引堤をずっと通していくわけですよ。天辰の方々が堤防の河川敷が広がるっちゃうことで、公園化もしてほしいという要望もあったりして。そこら辺の整備がいつごろできるんだろうかっていう、いろいろ話を聞かれるんですよ。最終的に、15年あとにはできるんでしょうけども。堤防の引堤がどういう作業で引いていかれて、河川敷の公園化がどうなっていくかというのは見えませんか。

○区画整理課長（川畑 稔） 今、言えるのは、平成28年度に地元説明会等を開きますので、河川事務所とも協議をしながら、どのような形で進めていくかと。例えば建物移転、低いところ、高いところいろいろあるんですけども、この周辺の土砂をどういうふうに持ってくるのか、その辺も含めて今後細かい協議に入ってくるのかなということで。現段階ではまだ実施設計も発注してませんので、まだ漠然として見えないところです。

それが決まり次第、また委員会等で方向性を示させていただければと思っております。

○委員（新原春二） それからもう1点、それから墓地の関係、長年のものになっていますけども、最終的にはどういうところが問題になって、どういうふうに進めていこうとしてる。

○区画整理課長（川畑 稔） ここは、現益地換地、現在のところにある程度集約しておきまして、今まで仮換地指定をここはされてなかったところでございます。

昨年、委員会で、今の現況の墓地を含めて仮換地指定を設定しようと。事業進められないということ、仮換地を設定してあります。

最終的には、全体的な整備をしたいんですが、なかなかこの段差がありまして、地権者の方がもうそのままの状態でもいいというような形の人もいらっしゃるしまして、全体的にも移したいという中で、今、墓地管理組合の中で方向性を見出してほしいということで、市としては話をしております。最終的には一部整備になるか、全体整備になるか、本年度またその辺を方向性を決めて、減歩率も若干ありますので、今、墓地を当初予定してた管理組合の委員も、委員数、減りまして、その辺も今、調整しております、組合員を。

最終的に組合が決まって、それでどういう方向性になるかというのを今、管理組合の役員の方々と協議を進めているところです。

○委員（新原春二）例えば、聞くとところによれば一人が反対をされているっていう話を聞くんですけど。そういうのが、例えば一人がだめなときは、全部だめになるのか、そこだけ残して仮換地をするのか、そこら辺は方法としてはどうなんですか。

○区画整理課長（川畑 稔）基本的には、管理組合の同意を得て、市は進めていくという形で。基本的には全員の同意をいただきたいというのが考え方です。

○委員（新原春二）管理組合で方向が出たら、その方向で市としてはやっていくというような。

○区画整理課長（川畑 稔）管理組合のほうからそれで同意が市のほうにきたら問題ないということで。来れば、その辺があとでまた同意していないという話で来られると、市としても困りますので。基本的にはあくまでも皆さんの合意をとってほしいというような形で。最悪の場合は、そのエリアだけ抜くとか、外すとか、そういうふうにはせざるを得ないと思います。

ほかの墓地につきましては、収用でも打てるんですけど、結局、埋め立てたり切ったりしないと事業が進まないということなんです。ここについて現益地ですので、ただ市としては整備を進めていくというふうに話を進めますので、そういうふうな形で持って行きたいというような形なんです。それにつきましては全員の、ある程度の方向性が決まらないことには、市のほうとしても次の段階にいけないというような形で。ただ、このままに置いてたら

先に進まないもんですから、昨年、仮換地指定をうって、いつでも処分ができるような形に進めていきたいというふうに現在やってるところです。

○委員（新原春二）わかりました。

○委員長（宮里兼実）いいですか。

質疑は尽きたと認めます。

以上で区画整理課を終わります。御苦労さまでした。

次に、入来区画整理推進室までいきますけど、きょう、建築住宅課までいきますか。

[「はい」という者あり]

○委員長（宮里兼実）それでは、いきます。

△入来区画整理推進室の審査

○委員長（宮里兼実）次は、入来区画整理推進室の審査に入ります。

△議案第66号 平成27年度薩摩川内市
入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計
補正予算

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第66号平成27年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）入来区画です。よろしくお願いします。

議案第66号平成27年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。

補正予算の内容について、歳出のほうから説明いたしますので、予算に関する説明書の93ページをお開きください。

1款1項1目土地区画整理事業費において、15万9,000円を増額するものであります。

これにつきましては、国家公務員の給与に関する法律等の一部改正に伴い、本市の給与に関する条例等の一部改正に合わせて人件費を補正要求するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、前にかえりまして92ページをお開きください。

4款1項1目一般会計繰入金は、職員給与改定経費に伴います財源調整であります。

以上で、説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明があり

ましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。
これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。
これより採決を行います。
本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止して
ありました議案第61号平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）議案第6
1号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算の
うち、入来区画整理推進室にかかわる一般会計予算
の歳出について御説明申し上げます。

予算に関する説明書の32ページをお開きくだ
さい。

8款5項3目土地区画整理費において、入来区画
整理推進室分として、15万9,000円の増額を
お願いしております。

これにつきましては、給与改定経費に伴い、財源
調整したものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げ
ます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明があり
ましたが、これより質疑に入ります。御質疑願いま
す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。
ここで、議案第61号平成27年度薩摩川内市一
般会計補正予算の審査を一時中止します。

△当初予算の審査

○委員長（宮里兼実）次に、平成28年度予算の

審査に入ります。

△建設部長の概要説明

○委員長（宮里兼実）まず、部長に概要説明を求
めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、入来区画推
進室について説明をさせていただきます。

一般会計ベースで歳出総額を2億8,251万円
といたしております。道路築造や整地工事を行って
おります。

柴垣湯跡地の造成も完了をいたしまして、取り付
け道路の整備に着手してまいります。

また、未着手の家屋移転等につきましても積極的
な交渉を展開してまいりたいというふうに考えて
おります。

詳細につきましては、室長のほうから説明がござ
いますのでよろしくお願い申し上げます。

△議案第79号 平成28年度薩摩川内市
入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計
予算

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第79号平
成28年度薩摩川内市入来温泉場地区土地区画整
理事業特別会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）議案第7
9号平成28年度薩摩川内市入来温泉場地区土地
区画整理事業特別会計予算について、御説明申し上
げます。

まず、歳出のほうから説明いたしますので、予算
調書の301ページをお開きください。

1款1項1目入来温泉場地区土地区画整理事業
費は同事業にかかわる経費3億2,788万7,0
00円であります。

経費の主な内容は、一般職3名の給与、建物等調
査業務委託費、道路築造工事費、建物等移転補償費
等であります。

次に、下の段をごらんください。

2款1項1目長期債償還元金は、入来温泉場地区
土地区画整理事業にかかわります過去に借り入れ
た長期債償還元金1億2,360万2,000円で
あります。

次のページ、302ページをお開きください。

2款1項2目長期債償還利子は、入来温泉場地区
土地区画整理事業にかかわります過去に借り入れ

た長期償還利子606万1,000円であります。

次に、歳入について御説明いたします。

前にかえりまして予算調書の300ページをお開きください。

1款1項1目事業収入500万円は、事業進捗に伴い、売却可能となる保留地の処分収入の見込み額であります。

次の3款1項1目国庫補助金から、7款1項1目土地区画整理事業債までの歳入につきましては、交付金9,570万円、一般会計繰入金2億8,251万9,000円、合併特例事業債7,430万円は、歳出に伴い収入されるものであります。

次の8款1項1目使用料は、行政財産使用料であります。

次に、地方債について説明いたしますので、予算書、予算に関する説明書の309ページをお開きください。

第2表、地方債では、当該土地区画整理事業に伴い、借り入れます地方債の限度額起債の方法、利率、償還の方法につきまして表に記載のとおり定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）建物移転の関係についてですが、2億2,000万、3,000万近くのお金が予算を組んであります。あと何棟ぐらい建物移転をしなければならぬのか、できれば地図があつたら地図で説明をしていただければよろしいです。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）建物移転につきましては、計画で195戸のうち、平成27年度、本年度までに155戸完了しております。

進捗率でいきますと、78%ほどです。

平成28年度につきましては、このまま国の予算もつくとなると、約10戸ほどを予定をしております、これは済みません約85%ぐらいにはなろうかと思えます。

場所につきましては、後ほど所管事務調査のほうで、前で説明させていただきます。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算のうち、入来区画整理推進室分について説明をいたします。予算調書の212ページをお開きください。

8款5項3目土地区画整理総務費2億8,251万9,000円は、入来温泉場地区土地区画整理事業特別会計に必要な繰出金を計上するものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで議案第70号にかかわる審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○入来区画整理推進室長（引地明吉）平成28年度の事業場所についてグループ長のほうから説明をさせます。よろしくお願いいたします。

○温泉場地区グループ長（納 昌一郎）平成28年度の事業概要について御説明いたします。

まず、前の図面のほうで説明します。

この青色で着色してある部分については、平成27年度の実施済みの箇所です。あと、湯之山館がございまして、ここにアクセスする本町通り線の道路築造が終わってるんですけど、まだ舗装が終わってませんので、平成28年度の事業で実施いたします。

あと、そこの交差点の部分の駅前温泉場線の舗装工事についても同様に、平成28年度に実施いたします。

黄色で着色してあるところと、緑で着色してある部分の造成についても、平成28年度に実施しまして補償につきましては、ここに26街区がありまして、湯之山館が隣接しております。

ここの中心に約10戸ほど補償する予定でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○委員（谷津由尚）1点、昔の旧入来の温泉場つつたら、その地図でいう右側の上のほうなんです。

そこは旧道が湯之山館に本来はつながってたんですが、上のほうからじゃないですか。地図がよくわからない。

○温泉場地区グループ長（納 昌一郎）ここが前の温泉場の本通りです。

○委員（谷津由尚）ですね。その通りから、その湯之山館には今上がれないんですよね、段差がついて。

○温泉場地区グループ長（納 昌一郎）そうですね。ここに一応、仮設道路がついてますね。

○委員（谷津由尚）そこは今、平成28年も全然状況的にもその部分はかわらない。今のままですね。

○温泉場地区グループ長（納 昌一郎）今のままです。

○委員（谷津由尚）将来的なアプローチはどうなるんですか。そこは旧道にスムーズにいけるようにはなるんですか。

○温泉場地区グループ長（納 昌一郎）将来的には、温泉場の入り口がありまして、都市計画道路の本通り辻原線を築造しまして、あと、ここに本町通り線ってあるんですけど、ここまではできあがっていて、ここにタッチする形で築造する予定です。

○委員（谷津由尚）わかりました。

○委員（新原春二）本年度の移転をする10戸っていうのは、移転先はどこ。

○温泉場地区グループ長（納昌一郎）移転先は大体現位置に。

○委員（新原春二）現位置に。

○温泉場地区グループ長（納昌一郎）1回どいていただいて、また、そこに造成して帰ってくるといことになります。

○委員（新原春二）前の柴垣湯のあとのその目立った青色のところ、そこはどうなってる。

○温泉場地区グループ長（納昌一郎）今、造成が一応終わりました、ここの換地が市有地になるんですけど、とりあえずまだ市有地という換地だけ当てまして、計画はまだない状況です。

○委員長（宮里兼実）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑は尽きたと認めます。

以上で入来区画整理推進室を終わります。御苦労さまでした。

△建築住宅課の審査

○委員長（宮里兼実）次に、建築住宅課の審査に入ります。

△議案第58号 薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実）それでは、議案第58号薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗）建築住宅課です。

よろしく申し上げます。

議案第58号薩摩川内市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

資料は、議案つづりその2の58-1から、58-6ページになります。

説明のほうは議会資料の5ページをお開きください。

改正内容の1つ目が、長期優良住宅建築等計画の認定についてでございます。

これは、平成21年6月に施行されました長期優良住宅の普及の促進に関する法律により、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅の建築及び維持・保全に関する計画を認定する制度で、施行以降、昨年12月までに市内552棟の新築住宅が認定されております。

今回、施行規則の改正によりまして、既存住宅においても増築や改築を行い、長期優良化する認定基準が追加されたため、それらの認定の審査に要する手数料を定めるものでございます。

また、もう一つが、建築物のエネルギー消費性能の向上に係る認定についてでございます。

これは、昨今の社会経済情勢の変化に伴い、建築図におけるエネルギーの消費量が著しく増加していることに鑑み、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行により、認定制度が新たに創設され、それらの認定審査に要する手数料を定めるものでございます。

その一つが、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定で、これは新築、または改修の計画がエネルギー消費性能の誘導基準に適合しているものについて認定するものでございます。

もう一つが、建築物エネルギー消費性能にかかる認定でございまして、既存建築物が省エネの基準に適合してるものについて、認定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第59号 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第59号薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗） 薩摩川内市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

資料は、議案つづりその2の59-1から59-

2ページになります。

説明は、議会資料の6ページをお開きください。

改正内容は老朽化の著しい入来町浦之名にあり、ます中須住宅1棟4戸について、その用途を廃止しようとするものでございます。

改正後の市営住宅の管理戸数は92団地322棟2,047戸となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮里兼実） ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第60号 薩摩川内市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

○委員長（宮里兼実） 次に、議案第60号薩摩川内市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗） 薩摩川内市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。

資料は、議案つづりその2、60-1から60-2ページであります。

議会資料の7ページをお願いいたします。

改正内容は地域の自主性及び自立性を高めるため、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、建築基準法第80条が削除され、条例委任されることから、本条例の一部を改正するものでございます。

建築基準法第80条には、建築審査会の委員の任期について、第1項で任期は2年とすると、第2項

で再任について記載されております。

この条文が削除されたことに伴い、国土交通省が定める基準を参考にして、同じ内容を条例に追加するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

これより討論、採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり可決すべきものと認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△議案第61号 平成27年度薩摩川内市
一般会計補正予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算を議題とします。

当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗）議案第61号平成27年度薩摩川内市一般会計補正予算について、御説明いたします。

予算に関する説明書（第8回補正）の33ページをお開きください。

歳出について説明いたします。

8款6項1目住宅管理費の97万6,000円の増額は、職員等の給与改定経費等を措置するものでございます。

増額につきましては、午前中建設政策課長のほうで説明させていただいたとおりです。よろしくお願ひします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

ここで、議案第61号の審査を一時中止します。

△議案第70号 平成28年度薩摩川内市
一般会計予算

○委員長（宮里兼実）次に、審査を一時中止してありました議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算を議題とします。

○委員長（宮里兼実）まず、部長に概要説明を求めます。

○建設部長（泊 正人）それでは、建設部最後の建築住宅課の平成28年度当初予算概要について御説明をいたします。

建築住宅課におきましては、歳出の総額が6億4,899万円となっております。これまでの事業に加えて新規事業といたしまして、建築物耐震化促進事業の補助制度を創出をさせていただいているところでございます。

また、これまで公募を進めてまいりました川北地区借り上げ型市営住宅整備事業につきましては、候補者が決定をし、今後、契約着工、それから来年度入居の運びとなっております。

好評の既存住宅改修環境整備事業につきましては、例年規模の予算措置を行っているところでございます。

危険廃屋解体撤去促進事業につきましても、事業推進を積極的に進め、環境整備に努めてまいります。

公営住宅の指定管理につきましては、これまで本土の川内地域のみとなっておりますが、平成28年度より本土諸地域にも導入をすることといたしました。

既存の公営住宅につきましては、公営住宅など長寿命化修繕計画に基づき、計画的な整備、維持管理を進めてまいります。

詳細につきましては、課長のほうから説明がありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（宮里兼実）次に、当局に補足説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗）議案第70号平成28年度薩摩川内市一般会計予算について説明いたします。

まず、歳出予算について説明をさせていただきます。

予算調書の213ページをお開きください。

上段の建築指導費は建築物耐震改修、既存住宅改

修及び危険廃屋解体撤去の補助事業や建築確認業務に係る経費でございます。

事業費は7,499万9,000円です。

主な経費は、建築物耐震改修促進計画業務委託料や平成24年度から実施しております既存住宅のリフォーム改修に対する、既存住宅改修環境整備事業補助金や、平成26年度から実施しております危険廃屋の解体費用に対する危険廃屋解体撤去促進補助金、また不特定多数の者が利用する3階建て以上、かつ5,000平米以上の大規模建築物の耐震改修を行う場合に補助します建築物耐震化促進補助金等でございます。

続きまして、下段の住宅管理費は、市営住宅の維持管理補修等に要する経費で、事業費が4億3,528万6,000円です。

主な経費は、川内地域及び来年度から行いますけど、本土4支所分の市営住宅の指定管理料となります。

市営住宅管理代行委託料、あるいは市営住宅の入居前の内装改修工事やシルバーハウジング等の緊急通報システム取り替え工事などの経費となります内部改修工事等。また川北地区借り上げ型市営住宅整備事業補助金は、民間事業者が建設する借り上げ型市営住宅の共用部分、エレベーターや廊下など、あるいは、駐車場などの建設費に対する補助金であります。

事業の内容につきましては、後ほど所管事務調査で説明をさせていただきます。

次の214ページをお願いいたします。

上段の公営住宅ストック総合改善事業費は、既存の耐火構造、鉄筋コンクリート造の共同住宅を中心に、より長く使用できるよう施設の外壁や屋上の防水、階段室周りを中心とした共用部分を改善するための経費でございます。事業費は1億1,932万7,000円でございます。

その内訳は、宮下住宅などの共用部分改善工事設計業務委託料や、宮里城住宅などの共用部分改善工事等が主なものでございます。

下段の危険住宅移転促進費の事業費は1,938万1,000円で、がけ地に近接する危険住宅の移転費用を補助するための計上であります。

内訳は、建物除却が3件、建設が3件、土地取得が1件、土地造成が2件の予定でございます。

続きまして、歳入予算について説明させていただきますので、戻っていただきまして、予算調書の6

1ページをお願いいたします。

14款1項6目使用料の予算額は4億5,409万7,000円で、その内訳は市営住宅の使用料が主なものでございます。

15款2項6目国庫補助金中、土木費補助金の予算額は、8,662万5,000円で、主なものは該当する市営住宅周辺の民間借家の家賃と低所得者向けに軽減している市営住宅家賃の差額分に該当する額の2分の1を国が負担をする公的賃貸住宅家賃対策調整補助金や次のページ62ページになります。

ストック総合改善事業補助金、それと川北地区借り上げ型市営住宅建設費のうち共用部分に対する国からの交付金、公営住宅等整備事業補助金が主なものでございます。

16款2項6目県補助金中、土木費補助金の予算額は、698万4,000円で、建築物耐震化促進事業補助金や、危険住宅移転促進事業補助金が主なものでございます。

21款3項1目貸付金元利収入の予算額は、1,046万4,000円で、住宅資金貸付金元利収入の現年分と過年度分でございます。

同款5項4目雑入の予算額は、2,101万9,000円で、市営住宅退去時畳等補修費実費徴収金が主なものでございます。

続きまして、債務負担行為について説明をさせていただきます。

平成28年度薩摩川内市一般会計予算書の10ページをお願いいたします。

建築住宅課分は、下から2段、建築物耐震化促進補助と、借り上げ型地域振興住宅事業になります。

この建築物耐震化促進補助は、平成29年度から平成30年度までの2カ年間で、限度額は6,262万9,000円です。

これは、大規模建築物の耐震改修工事が複数年にわたるため、債務負担行為をお願いするものでございます。

また、借り上げ型地域振興住宅整備事業は、平成29年度から、平成43年度までの15年間で、限度額は4,950万1,000円です。

平成28年度に募集を予定しております2地区4戸分の平成43年度までの借り上げ料を措置するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました、これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）2件だけお知らせください。

既存住宅改修環境整備事業、非常に平成24年度から市民的には非常に喜ばれておりまして、分野的にはかなり大きな分野で、市民の潤いができているというふうに思います。

ことし5,000万ほど計上されてますが、これ計画的には何件ぐらいで、5,000万くらいになるんですかね。

それが1件と、もう一つは、川北にこれまた説明があるんでしょうけども、住宅の整備補助金が6,000万分出てますよね。

これは、さっき言われたように共用部分の負担をしていくんだってことですけれども、これは最初建設当時の負担金だけで、あとランニングコストができてからの共用部分の補助金というのはあるのか、ないのか、そこ辺を教えてください。

○建築住宅課長（福島和朗）まず1点目の既存住宅改修環境整備事業の関係なんですけど、一応限度額が20万円ということで、250件を予定しておりますけれども。これまでの実績から言いますと、1件当たり平均しますと約16万から17万円ぐらいになりますので、最終的には300件近くいくのかなというふうには考えておりますけれども、予算上は250件ということでございます。

それと2点目の、借り上げ住宅の建設に関する共用部分の補助金なんですけど、これは建設当時の共用部分、エレベーターであったり、廊下であったり、そういう共用部分の建設費に対する補助金ということになります。

詳しくはちょっと担当主幹のほうに説明をさせていただきますますけれども、その共用部分の建設費の当時の共用部分ということで、将来的なそういうランニングコスト的なことは入ってございません。

補助率とか、それにつきましてはちょっとまた主幹のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

○主幹兼建築グループ長（藤井孝彦）共用部分といいますのが、エレベーターの建設費、そして共用廊下その個人の使用する以外の部分についての工事費を算定いたしましてその2分の1を補助するというものでございます。

それと、駐車場整備につきましてですが、これも

入居者の個数分につきましてですが、その個数分の駐車場整備費の2分の1を補助するというものでございます。

以上です。

○委員（新原春二）よくわかりました。

県営住宅の改修関係につきましては、ぜひ多くの皆さんに波及するようにお願いします。

その場合に、今年度の受付のスケジュール、そういうのがわかってたら若干お知らせいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○建築住宅課長（福島和朗）今年度につきましては、毎年度なんですけども、5月の連休明けの火曜日ぐらいから1週間程度ということで考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

○委員（谷津由尚）213ページの建築物実態調査委員4名の方なんですけど、この方々へは、必要があるときだけをこの実態調査をしていただくというような形なんでしょうか。

○建築住宅課長（福島和朗）建築物実態調査につきましては、毎年、国のほうから県を通じて調査の業務が来るんですけれども、実際やるのは市の職員が時間外、あるいは休日を利用して調査する事業でございます。

住宅統計調査とか、そういう関係の国の将来的な住宅の建設の計画とか、そういうのの参考資料として毎年実施している事業でございます。

以上でございます。

○委員（谷津由尚）済みません。ちょっとわからなかったです。

市の職員の方ですか。

○建築住宅課長（福島和朗）市の職員が実施しているということでございます。

これは、時間外あるいは休日等を利用して、実施するものですから、その経費が必要になってくるということでございます。

以上でございます。

○委員（谷津由尚）ということは、ここには経費の主な内容ということで書いてあるんですが、これは、人件費はもうほかのところで一括で出されてるという。ここにはその4名の方の人件費はないという理解でよろしいんですね。

○建築住宅課長（福島和朗）済みません。主幹のほうに答弁をさせていただきます。

○主幹兼建築指導グループ長（大園厚彦）建築物実態調査っていうのは、県から委託金をいただき

まして、その委託金をもとに市の職員が各4校区ほどいつも割り当てがありますけど。1校区ずつ調査をしまして、県に実績報告を上げて、それぞれ職員に報酬とし、支払っているものであります。以上です。

つけ加えます。市の職員に委嘱をしまして、その委嘱された市の職員が4名、それぞれ調査するっていうことになります。

以上です。

○委員（谷津由尚）8款1項2目のところの節の内容のところの報酬とか、報償費とか、いろいろあるんですけど、ここにはこの4名の方の職員の方に対する報酬額も全部記載されているという認識でよろしいんですね。

○主幹兼建築指導グループ長（大園厚彦）はい、そうです。

○委員（大田黒 博）先ほどの新原委員の20万の上限の250件。もしあふれたときは補選ですか、抽選ですか、どっちでしたっけ。

○建築住宅課長（福島和朗）抽選で申込期間中の間に受付をしまして、予算がオーバーをしますと、抽選でということで今のところは考えております。

以上です。

○委員（大田黒 博）わかりました。3年目ぐらいになるんですかね、この事業が。皆さん期待されて、「まだ、あつとか」という確認もありましたけど。抽選っちゅうのに少しあふれたときに、また年次ごとの繰り越してもらって、またこんなして予算を出していただくっていうことは、市民の求めているものかなと思っておりますから。やっぱり抽選っちゅうのは、皆さん少し毛嫌いされるのかなと思ってございましたけど。また、こうして継続していただければいいのかなと思っております。

それと、この借り上げ住宅、この川北が出ておりますけれども、地方を含めて、旧4町含めて、この借り上げ住宅の利用度といいますか、やはり要望が多いのか、借り上げて今ずっと経緯をしております15年のですね。そうしたときにまだ要望的なものがあるのか、どっかで過去一線を引かれるのか、そういうものが少しシミュレーションとして年次ごとのものをどう考えているのか教えてください。

○建築住宅課長（福島和朗）借り上げ型住宅につきましては、今、地域振興住宅、周辺部につくる建物と、中心市街地につくる、今回川北地区につきましては、平成24に供用開始しました横馬場住宅

をつくりましたけれど、その第2段ということで考えております。

それと、地域で地域振興住宅につきましては、これまで11カ所2戸ずつつくっております、22戸、今現在、寄田地区をつくっておりますけども、完成すれば11カ所で22戸でございます。

平成27年度、今年度も終わりますけれども、公営住宅の長寿命化計画を策定、見直しておりますけれども、その中で48地区コミのアンケートをとりまして、この地域振興住宅を希望するところ、手を挙げていただきました。13地区ほどございまして、その地区コミに出向きまして、いろいろお話を聞いたり、場所がありますかとか、つくった場合に入居者の確保ができますかとか、そういう感じの聞き取りを行っております。それを今後、平成28年度から順次つくっていくということでございますので、今回も平成28年度2地区4戸お願いをしておりますけども、大体、2地区ぐらいつ今後5年、6年かけて計画をしていこうというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（川畑善照）今の関連でしようけれども、この債務負担行為が平成29年度ころの引き渡しからでしょうけど、平成43年、15年ですよ。15年間を横馬場の借り上げ型住宅も15年かということと。それから15年したら持ち主に返されて住宅の価格、借り上げ料ですよ、それはもう自分のもんだから地域にあって価格を変えていいのか、そういうところはいかがなんでしょうか。ちょっと確認のために、お知らせください。

○建築住宅課長（福島和朗）まず1点目の横馬場住宅につきましては、20年間です。今回の川北につきましても20年間です。

鉄筋コンクリート造の大規模建築というのもありまして、建設費も結構ボリュームがありますので、20年間です。

それと、地域振興住宅につきましては、15年間、これは木造っていうことで15年間っていうことで考えております。

2点目の15年後の関係なんですけども、一応、契約上は事業者と一応、契約の延長はしないと。一応そこで終わりですよと、お返ししますよということに基本的になっております。

事業者のほうがそのまま民間の借家として利用されたり、あるいは、もうこの際売ろうとか、そう

いうことも現実的には考えられるのかなと思います。

以上でございます。

○委員（川畑善照）わかりました。フリーということですね。自由ということですね。

○委員長（宮里兼実）いいですか。質疑は尽きたと認めます。

ここで、議案第70号の審査を一時中止します。

△所管事務調査

○委員長（宮里兼実）次に、所管事務調査を行います。

当局に説明を求めます。

○建築住宅課長（福島和朗）それでは、建設水道委員会資料の1ページをお願いいたします。

川北地区借り上げ型市営住宅整備事業について説明をさせていただきます。

まず、事業概要ですが、公営住宅法に基づき、川北地区、大小路町、大王町、花木町、若葉町などの区域に、市営住宅として貸し出すため住宅を民間事業者建設してもらい、それを市が20年間一括借り上げて市営住宅として市民の方々に貸し出す事業であります。

平成24年度、先ほど言いましたけれども、供用を開始した向田地区の横馬場住宅に続く第2段の事業でございます。

事業者は山元美穂子氏で、住所が陽成町、会社役員です。

建設予定地は、若葉町68番ほか5筆で、構造が鉄筋コンクリート造5階建て、戸数は40戸でございます。

建設予定地は中パ通りの、この位置図の黒く塗られたところでございます。

これまでの主な経緯ですが、事業者への募集案内を昨年7月3日から、市のホームページ、市広報紙で行い、事業者への募集説明会も行っております。

事業者からの申請書の受付を昨年10月1日から20日まで行い、おかげさまで3社の方に申請をしていただきました。

昨年12月に第1回事業者選定委員会を、ことし1月に第2回事業者選定委員会を開催し、税理士さんなど、2名の外部委員を含む11名の委員の方々に審査をしていただき、上記事業者を候補者として選定していただきました。

その後、庁内の事務手続を終え、2月末に事業者

として正式決定し、事業者はその旨を先日報告させていただいたところであります。

今後のスケジュールですが、事業者の実施設計をしていただき、建築確認の手続を行っていただきます。

4月になりまして、国に交付金の申請を行い、交付決定後、事業者と賃貸借に関する協定の締結を行います。

7月ごろ工事着手し、来年3月ごろ住宅が完成する予定でございます。

その後、条例改正等を行いまして、来年9月に入居開始となる予定でございます。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

以上で建築住宅課を終わります。

ここで、転出者の挨拶がございます。ここで休憩します。

~~~~~

午後3時3分休憩

~~~~~

午後3時6分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

#### △延 会

○委員長（宮里兼実）本日の委員会はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれで延会いたします。

次の委員会は明後日、16日の午前10時から第3委員会室で開会します。

御苦労さまでした。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会  
委員長 宮 里 兼 実